

成年後見人制度 体験談

佐々木 隆

目 次

はじめに	2
成年後見人制度とは？	4
体験談	
1 成年後見人制度を利用するまで	8
2 成年後見人制度申請の準備	11
3 成年後見人制度に伴う申し立てと審判	12
4 補助人として活動	16
(1) 「事務報告書（就職時）」提出へ	16
(2) 東京都社会福祉協議会の不動産型生活福祉資金の 利用まで	20
(3) 施設への入所手続きと入所	28
5 家庭裁判所との関係	45
6 成年後見人制度の認知度	47
7 周囲の反応	48
8 補助人の思い	49
(1) 被補助人の健康	49
(2) 被補助人の生活	50
(3) 被補助人の死亡	52
(4) 被補助人の遺産整理と処分	53
(5) 遺産相続とその後	57
9 補助人を体験して思うこと	57
参考資料	62
あとがき	63

はじめに

92歳の叔母が平成25年4月2日に亡くなり、もう1年が過ぎた。叔母には子どもなく、連れ合いもすでになくなっていて、いわゆる身内は叔母の妹がふたりいるだけとなつた。母がそのうちのひとりで、その縁で私が成年後見人制度を利用して補助人を務めた。今回、叔母がなくなつて1年が経ち、この機会に私が体験した内容を簡単にまとめておくために、プライバシーに触れないように配慮しながら時系列に沿つて整理し、今後、成年後見人制度を利用される方の一助になればと思う。

私は特に法律を勉強してきたわけでもなく、仕事でも裁判所関係と係わるような仕事でもない。ただ、からうじて仕事の内容で役所に提出する書類が業務に含まれていたため、書類を作成することにそれほど苦を感じなかつたことが幸いした。もうひとつ幸いであったことは、相談できる人がいたことだ。父が亡くなった時にお世話をになった税理士に相談したところ、すぐに成年後見人制度を勧めて戴いたこと、さらに、司法書士を紹介してくれたことだ。素人ではとても理解のできないことや揃えるのに難しい書類も司法書士ならば揃えてくれる。もちろん、費用はかかるが、時間と手間を考えれば、決して高くないというのが率直な感想だ。しかし、厄介であったことは裁判所から送られてくる書類の用語、専門用語を覚える、自分で理解して使えるようになるのに時間がかかつたことだ。叔母は被補助人、私は補助人という言い方もその一例だ。

また、最も困ったことは地方公共団体をはじめ、行政側がこの成年後見人制度をあまり理解していないということだ。肝心の社会福祉協議会の相談員でさえもあまり理解しているとは言ひがたい状態だった。契約の内容によっては裁判所の審判が必要なため、これを契約する相手に理解してもらうことも一苦労だった。しかし、大変ではあったが、私が思っていた以上に家庭裁判所の事務官は親身になって対応してくれたことだ。家庭裁判所の事務官が皆そうなのか、あるいは担当の事務官だけがそうだったのかはわからないが、私が専門職・補助人ではなく、親族・補助人ということもあったせいか、いろいろとアドバイスして戴いたこ

とは本当にありがたかった。所在不明の書類、予期していない貸金庫の存在、未払いのまま数年が経過していたものなど、あとから実にいろいろと出てくる。その度に対応等について裁判所に電話したり、案件が難しい場合には裁判所にも足を運び、相談にのっていただいた。

私自身があまり福祉関係に詳しくはなかったが、介護保険法等いろいろと調べて、開所前の施設の内覧会にも参加したり、老人保健施設や特別養護老人施設にもほとんど待機することなく入所できた。介護認定にも立ち会った。かなりボケも進んだようだが、私のことは名前も顔もわかり、いつもお金のことは気にしていた叔母だった。

叔母の希望は入院はしたくない、自分の好きなようにしたいということで、入所できた老人保健施設では4人部屋で叔母があまりよく思っていないかったこともあり、新設の特別養護老人施設ではなんとか個室を確保できた。しかし、入所してから1年もたたない内に最終的には特別養護老人施設で体調を崩し、そのまま亡くなった。

その後は財産の処分等、まだまだやらなければならることはたくさんあった。人がひとり亡くなるということは大変なことだ。父が亡くなつた時にも名義の変更など大変であったが、今回はそれとはまったく異なる内容だった。叔母の土地・家屋をはじめ、叔母の所有物といった財産等のすべてを処分することになったからだ。遺品の整理、家屋の取り壊し更地へ、そして土地の売買をはじめ、相続人への財産の引き渡しまでその仕事の内容は続いた。被補助人の叔母がなくなれば基本的には補助人の仕事は終わるが、親戚として遺産の処分や相続まで結局は面倒を見ることになったのもやむ得ないだろう。短い期間ではあったが、いろいろと思うところもあった。まさに少子高齢化の縮図を体験したという点では誰にでも起こることではないかと思う。文章中配慮として●としたところもあるが、補助人の活動がわかるようにした。

平成26年7月

著者

成年後見人制度とは？

「成年後見人」「後見人」という言葉を聞いたのはおそらくテレビドラマで、財産家の両親がなくなり、跡取りがまだ子どものときに弁護士が「後見人」として登場するといった設定のものを見たことがあるくらいで、実生活で「成年後見人」「後見人」という言葉を聞くことはなく、また実際に成年後見人の人にあつたこともなかった。ほとんどの人が同じような状況ではないだろうか。

叔母の件で知り合いの税理士に相談した時にはじめて制度としての「成年後見人制度」を知った。わかりやすく説明しているものに法務省民事局が発行している『成年後見人制度 成年後見登記』というパンフレットや法務省のHP「成年後見人制度～成年後見登記制度～」にも丁寧に紹介されている。HPの「成年後見人制度」には以下のように説明されている。

知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

また、民法第7条（後見開始の審判）には次のように規定されている。

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

私なりの理解では成年後見人制度のおもに3つに分かれるようだ。インターネット上に公開されている「成年後見制度完全マニュアル」(http://www.seinen-kouken.net/1_syurui/index.html)(2014年5月13日アクセス)によれば以下の通り。

【後見】 ほとんど判断出来ない人を対象としています。

精神上の障害（知的障害、精神障害、痴呆など）によって判断能力を欠く常況にある者を保護します。大体、常に自分で判断して法律行為をすることはできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は本人の財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができます。また、成年後見人または本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては日常行為に関するものを除いて取り消すことができます。

【保佐】 判断能力が著しく不十分な人を対象としています。

精神上の障害（知的障害、精神障害、痴呆など）によって判断能力が特に不十分な者を保護します。簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらわないとできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権を与えることができます。また、保佐人または本人は本人が自ら行った重要な法律行為に関しては取り消すことができます。

【補助】 判断能力が不十分な人を対象としています。

精神上の障害（知的障害、精神障害、痴呆など）によって判断能力が不十分な者を保護します。大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助をしてもらわないとできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために補助人を選任し、補助人には当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権または同意権（取消権）を与えることができます。

私自身が家庭裁判所から選任を受けたのは「補助人」。特に配偶者をすでに亡くし、子どものいない高齢者には自分自身でできること、また、勧誘等で10万円以上の不要なものを購入したり、契約をしたりした場合には補助人に取消権が付与される。いわゆる、高齢者を狙った詐欺等から守ることができる。ちなみに「本人」とは、後見・補佐・補助を受ける人のことを言い、被後見人、被保佐人、被補助人という言い方もある。

後見人・補佐人・補助人の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られているものの、代理権、同意権、取消権などが付与されるため、本人を守ることができる。

では、どんな人が後見人・補佐人・補助人となるのかと言えば、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）や親族が選任される場合が多いようだ。選任を決定（審判）するのはあくまでも家庭裁判所である。パンフレットや現在では、インターネット上でもかなりその内容を知ることができます。

補助人を体験した者として特に感じたことは、一緒に住んでいない者が補助人をする際には財産の確定や管理はかなり難しいということ、裁判所への定期的な報告には気を遣うこと、周囲が成年後見人制度についてほとんど知らないため、契約等の時には裁判所との相談が必要となることは最も気を遣うことだ。他人の財産管理をする以上、補助人も裁判所から不正がないように監視されることになり、書類の整理や管理は最も煩瑣な作業となるので、工夫が必要となる。

以降は補助人を務めた私自身の体験を紹介していきたい。

体験談

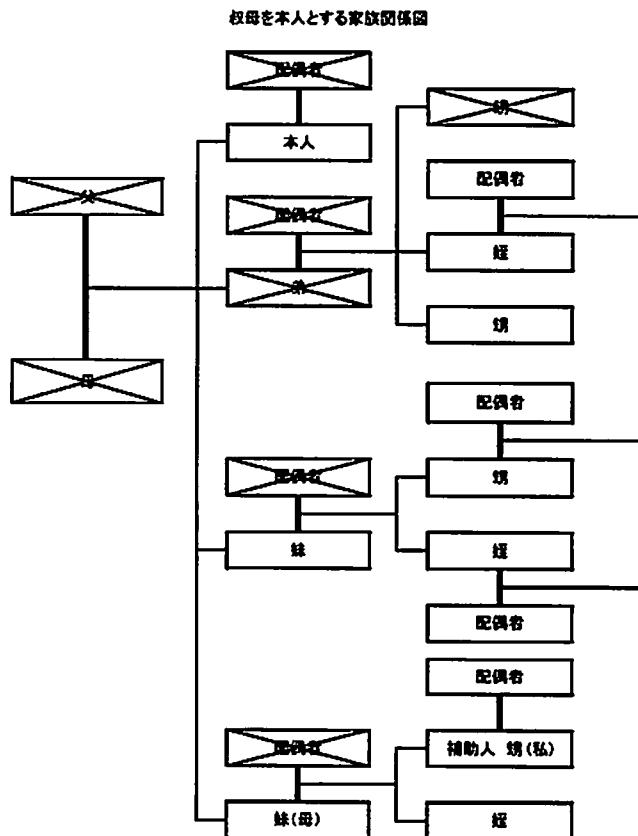
1 成年後見人制度を利用するまで

私の叔母は母の姉である。叔母と母は15歳以上も年齢があいしている。母から聞いた話では、母が小さい頃はこの叔母が母を育てていたようなもので、小さい頃から母はずっと叔母の面倒を見る気持ちでいたようだ。子どものいない叔母の連れ合いが亡くなった時、きっと母の思いは一層強くなつたことだと思う。私の記憶では高校生の頃まで叔母のところに遊びに行っていた記憶がある。世田谷区から●市への引っ越しも手伝つたが、叔母のところを訪ねたのはそれ以来20年以上が経っていた。叔母の連れ合いが亡くなったのは平成15年9月のことだ。お通夜と葬儀には私も参列した。集まつた親戚はほんの一握りで、ほとんどが近所の方だった。通夜も葬儀も町内会の人のおかげでできたようなものだ。遠くの親戚よりも近くの他人の方が叔母のことをよくわかつっていた。よくある話だ。叔母の連れ合いが生前中からホームヘルパーさんが来て、介護をしてくれていたこともあり、そのヘルパーさんは以降は叔母のヘルパーをしてくれた。家族も同然だ。時々母も叔母の様子を見て行つたようだ。この時叔母の身内は妹二人。母とその上の姉だ。しかし、その上の姉はもう外へは出られない程ボケ等が進んでしまつていて、後に入院して胃瘻の状態となってしまった。

・平成22年4月

叔母が89歳の時、母が身寄りのない叔母を心配し、万一のことがあると困るので、財産等を管理する方法はないかという相談があった。長年ホームヘルパーを務めていた方からも、お金の管理については、叔母にいわゆるボケの症状もではじめているとのことで相談があつたようだ。それ以外は叔母はひとりで買い物にも行き、元気だ。買い物も坂道を上り下りしながら、片道歩いておそらく20分以上はかかるだろうが、出かけていたようだ。私も母の思いは私もよく理解はしていた。もし叔母に何かあれば、最後の財産処分等の時にはどういう形にしろ私はかかわるざるを得ないだろうと思っていたので、ここは慎重に考えないと

けないと思った。そこで、父が亡くなった時にお世話になった税理士に電話をかけて相談することとした。税理士とは父が亡くなつてからも年賀状だけはやりとりしていた。事情がかなり複雑であったので手紙で説明をすることとして、電話もするつもりでいた。すると、手紙を投函してすぐに税理士の方から電話を戴いた。きっと手紙を読んですぐに電話してくれたのだろうと思う。税理士からはすぐに成年後見人制度を利用した方がいいというアドバイスを戴いた。もう90歳近くであれば、いつ何が起きても不思議ではないし、また、叔母が分別のあるうちに手続等をしておいた方がスムースにできるといった内容であったと思う。



叔母を中心とする家族関係図（本来は氏名、生年月日も記載されている）

が、ここででは省略）も手紙では添えておいたが、母と私が深くかかわるのがよさうですねところで、家庭裁判所に常備されている成年後見人制度のパンフレットを郵送したので、まずそれはよく読んでからまた連絡をくださいとのことだった。

税理士からの郵便が届き、パンフレットをよく読んでみた。また、インターネット等でも調べてみた。同じ内容のパンフレットがインターネット上でも PDF で公開されていた。自分なりにイメージが固まったところで母に電話して、成年後見人制度について説明して、パンフレットを母に郵送した。利用した方がいいというのが私の考えであった。パンフレットには成年後見人の役割については以下のように記載されている。

成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。

成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。

成年後見人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の指示等を受けることになります（これを「後見監督」といいます。）

私が最も気になったのは第3段落で、裁判所の指示等や報告することについての記載がとても重いことと受け留めた。他人の財産を預かるわけであるから、成年後見人は言葉を強く言えば、裁判所から監視されるということである。一般人にとって家庭裁判所とは言え、裁判所に書類を提出するとか、指示等を受けるという内容はかなりプレッシャーのかかる表現だ。自分自身も監視されるという目に見えないプレッシャーは感じざるを得ない状態であった。

・平成22年5月

母との意見も一致したところで、5月の連休明けに再度、税理士さん

に相談のため電話したところ、書類等を揃えるのが大変なので、知り合いの司法書士を紹介しましょうと言って戴き、成年後見人制度を利用へ一步進んだ。

2 成年後見人制度申請の準備

揃えるべき書類があまりにも煩雑で、とても素人がこの手続きのための書類を揃えるのは難しいと思えた。個人情報保護という考え方方が却つて書類作成の壁となつたが、司法書士に業務依頼することで、これはクリヤすることができた。専門職の強みを改めて知ることとなった。

当初、補助人を母が行い、私がそれを側面的に補助するという考え方でいたが、司法書士のアドバイスで申し立て人を母にし、補助人を私とすることになった。70歳を越えて母が補助人をすることは難しいだろうというのが司法書士の考えだった。補助人は定期的に裁判所に報告書を提出することや、同意行為や代理行為などがあり、その内容からすると、これは私がやらないと難しいだろうと理解して、司法書士のアドバイスに従つた。

必要な書類は司法書士が揃えるということになり、私は自分の住民票を市役所で取ることになった。戸籍抄本（個別記載事項証明書）は母が私の分も一緒に取ってくれたので私自身はここまではそれほど苦労はなかつた。あとから、申請用の書類の控えが司法書士から送られてきたが、これはもう大変な分量と手間のかかるることは一目瞭然だった。すべてを書き出すにはあまりにも煩瑣ため、参考までに代表的なものを列挙しておきたい。特に叔母に関するものが中心となる。

1 財産目録

2 収支目録

3 叔母の家族関係に関する個別記載事項証明書

「1 財産目録」については土地・家屋といった不動産関係をはじめ、

貯金関係。叔母の記憶ももう不確かな状態で、この時、「登記簿謄本」は見当たらず、預金通帳もすべての所在がわかつたわけではなかつた中、納税通知書等から司法書士がわかる範囲でまとめてくれた。

「2 収支目録」は叔母の年金収入等や日常生活上の支出関係をまとめたもの。支出関係はヘルパーさんが毎月、領収書を糊付けしていくくれていたので、こうしたこともある程度は把握できたようだが、正確につかむにも限界があつたようだ。

「3 叔母の家族関係に関する個別記載事項証明書」は、叔母の世話をできる人が他にいなければ、推定相続人はどうなつてゐるのかなどの周辺的な確認があるようで、素人ではこうした証明書を揃えることはとうていてできないものだ。

これ以外には申立人や補助人候補者申し立の書類等があるが、これについてはそれほど難しいものではないが、いっしょに生活をしていない中、「財産目録」「収支目録」を作成するのはかなり難しいものと思われたが、専門職ならでは仕事振りかと思った。すべての書類が揃つ段階で司法書士が家庭裁判所に申立ての書類を提出することになった。

3 成年後見人制度に伴う申し立てと審判

・平成22年8月

司法書士が書類一式を整え東京都家庭裁判所へ成年後見人制度（補助人）従い、母が申し立て人、補助人を私とする申立て書を提出。手続きは司法書士が行ってくれた。収入証紙で申立手数料800円、登記手数料2600円。もちろん、書類作成のための司法書士への支払いは別となる。提出書類の控えが送られて來たが、その書類が多岐にわたつてることをみれば、素人がこれを準備するのはあまりにも過負担であることがわかる。特に関係者の戸籍抄本類は役所等では親子関係でない限りは請求することは難しい。司法書士は業務としてこれを行うことができる。

申立書類の提出後はしばらく、動きはなかつた。しかし、叔母の様子を見に母が月に1度くらいには訪問していたが、年金収入と支出の具合

についてかなり心配していた。私も母と共に、叔母のところに行き、成年後見人制度の確認等をした。私のことはちゃんと覚えていた。叔母のところに行ったのはおじさんの葬儀以来で、もう7年も経っていた。母に聞いていたよりもずっとしっかりとしっかりしているように思えた。

・平成22年12月

家庭裁判所への申立てに対する家庭裁判所事務官による面接があった。申し立て人の母、補助人候補者の私、書類作成者の司法書士の3人で家庭裁判所へ。この時事務官との面接はおもに以下の通りであった。

- ・書類記載内容の確認
- ・叔母が現在ひとり暮らしで、子どもがなく、ホームヘルパーの援助を受けて生活していること。成年後見するにしても親族の候補者がそれほどいないこと。
- ・叔母の健康状態。ボケの状態。申し立て人や補助人候補者のことがわかるかどうか。
- ・成年後見人制度を利用することを叔母が了解しているかどうか、また、母を除く推定相続人にも了解を得ているかなどもこの時に確認があった。
- ・私からは事務的なことや契約関係等について補助人として私が叔母をサポートするが、細々としたことは母がサポートし、日常的なことについてはこれまで通りホームヘルパーの援助を受けることなどを話した。

本来なら、叔母も家庭裁判所に行くべきところであるが、年齢上の理由から行くことができず、後日、家庭裁判所事務官が叔母宅へ訪問し、申し立てに対する事情を了承しているかの確認を行った。被補助人になると、選挙権が停止となることも大きな理由だ。裁判所事務官は書類に基づき事実確認を中心に行ったように思えた。事務官より1月下旬に審判があることが伝えられた。

平成 23 年 1 月

1 月 11 日に「補助開始の審判申立事件」「同意を要する行為の定め申立事件」「代理権付与申立事件」に対する審判があった。これまで裁判とは全く無縁で生活してきたこともあり、「事件」「審判」といった言葉は仰々しく思えたが、裁判所とはそういうところだと思うよりほかなかつた。本文をプライバシーの部分を除いて紹介しておきたい。

主 文

- 1 本人について補助を開始する。
- 2 本人の補助人として次の者を選任する。

住 所 (省略)

氏 名 佐々木 隆

- 3 本人は、別紙同意行為目録記載の行為をするにはその補助人の同意を得なければならない。
- 4 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与する。

理 由

一件記録によれば、本人は精神上の障害により事理弁識能力が不十分であり、補助開始の原因及び必要性がある。その補助人は、上記の者（選任欠格事由はない。）を選任し、別紙同意行為目録・代理権を付与するのが最も相当である。

その後、平成 23 年 1 月 28 日に選任の裁判確定日、代理権付与の裁判確定日、同意を要する行為の裁判確定日となり、補助人として平成 23 年 1 月 31 日に法務局に登記された「登記番号通知書」が届いた。代理行為目録及び同意行為目録は以下の通りである。

代理行為目録

- 1 本人の不動産に関する取引（売却、担保権設定）

- 2 住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
- 3 預貯金に関する金融機関等との一切の取引（解約・新規口座の開設を含む）
- 4 保険契約の締結・変更・解除
- 5 保険金の請求及び受領
- 6 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続（年金・障害手当・当金その他の社会保障給付）
- 7 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続（公共料金、保険料、ローンの返済）
- 8 本人の負担している債務の弁済及びその処理
- 9 介護契約その他の福祉サービス契約の締結・変更・解除及び費用の支払い
- 10 要介護認定の申請及び認定に関する不服申立て
- 11 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- 12 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- 13 税金の申告・納付
- 14 登記・登録の申請
- 15 以上の各事務の処理に必要な費用の支払い
- 16 以上の各事務に関する一切の事項

同意行為目録

- 1 金銭消費貸借契約の締結
- 2 債務保証契約の締結
- 3 商品取引または証券取引
- 4 通信販売による契約の締結
- 5 クレジット契約の締結
- 6 金 20 万円以上の物品の購入

- 7 本人所有の土地又は建物の売却
- 8 本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定

裁判所から成年後見人のQ&Aの冊子も同封されてきた。これによれば、例えば、補助人が代理行為や同意行為を行う場合、後日裁判所に報告すればよいものと、裁判所に申立を行い、審判を受ける必要のあるものがあると記載されていた。例えば、本人の不動産に関する取引（売却、担保権設定）、住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除といったものや、金銭消費貸借契約の締結、本人所有の土地又は建物の売却、本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定などが含まれる。つまり、前述のような本人の財産等に著しく変化が生じるようなもの、契約等を結ぶ場合には裁判所が判断することなのだろう。補助人が勝手に本人（被補助人）の財産を処分したり、財産の私物化ができないように歯止めをかけているということになる。また、きちんとした報告や業務をしなければ、後見監督人が付くことになるので、そうならないように気を付けたい。

補助人も被補助人の財産を勝手に処分等すれば業務上の横領罪が適用されることになるだけに、裁判所に疑義を持たれないように、財産管理を行わなければならないことを肝に命じ、補助人としての活動が始まった。

4 補助人として活動

（1）「事務報告書（就職時）」提出へ

補助人に選任されて最初の仕事は、1ヶ月以内に家庭裁判所に「事務報告書（就職時）」を提出することであった。そのおもな内容は「調査の概要報告」「別紙財産目録」「別紙収支予定表」である。

平成23年1月31日にまずは叔母の財産をあらためて確認した。同日、叔母宅で今後の選任時報告書作成の準備で郵便物のチェックをした。そ

の中に●銀行からの葉書があった。内容は貸金庫の料金の領収内容であった。叔母の自宅にはこの銀行の通帳がないこと、また利用しているようなことも初めて聞いたため電話をしたが、個人情報のため代理での問い合わせを断れたため、叔母に電話に出てもらったが、内容をうまく伝えられずとなってしまった。私から補助人をしていること等について説明をした。

2月4日、●銀行より照会状の発送。この郵便物を私が実際に見たのは2月21日。介護ヘルパーから母へ転送され、私のところへ届いた。いずれにしても手続き的には補助人の登記事項証明書が必要なため、東京法務局へ電話で請求方法を確認して、手続きを行った。

2月14日、東京法務局より登記事項証明書発行。

2月15日に「事務報告書（就職時）」を東京家庭裁判所に郵送した。また、提出書類のすべてを母と司法書士にも提出した。

「調査の概要報告」では「生活や財産について、困っていること」「特に、気になっていること」の2点があった。提出した書類は当然、家庭裁判所は保存することになるので、まず虚偽がないように、できるだけ正確に記載することに努めた。しかし、これまでいっしょに生活をしていない人の財産を書類だけで把握するには限界もある。叔母の家は●市にあり、私の家からは電車を乗り継ぐと、1時間強のところにあった。母と共に叔母の家を訪ね、叔母に再度ヒアリングや領収書の類や貯金通帳類のコピーや写真を撮ったり、また郵便物の一部を持ち帰ることにした。叔母の記憶がかなりあいまいであることが話せば話すほどわかった。今後のことを考えるとかなり心配であった。あとでプラスの財産やマイナスの財産も発見するかもしれないで、書類には補助人として感じていることも含めて正直ベースで記載した。

「生活や財産について、困っていること」について以下のように記載した。（プライバシーにかかわる部分や支障のある部分は●とした）

被補助人が90歳ということで、記憶に不確かなところもあり、今後、手元にないところに預金などをしている可能性もあります

が、現状確認のできたもので作成しました。

補助人選任の際に裁判所に提出している書類作成時に司法書士が提出しているものがあったので、それをベースに作成することになったが、公共料金がどこから支払われているのかがわからない状態であった。叔母の家の中にある貯金通帳類にはガス・電気・電話の引き落としの記録はなく、支払の明細だけは郵便で送られていたので、知らないところに預金があると推測した。ガスはプロパンガスを使用しており、現金で支払っていたのではっきりした。「特に、気になっていること」については以下のように記載した。

収入と支出がぎりぎりのところで、被補助人●より不動産担保型生活資金の利用について希望が寄せられております。余生をもう少し楽しく過ごせるように、元気なうちに自分の好きなことをしたいが、現金収入が生活で終わってしまうため、本人より相談を受けております。90歳ということもあり、本人の希望をできるだけ尊重してあげたいと考えております。

年金収入が増えるわけでもないため、支出を抑えることが急務となった。不要な契約の解除をするとともに、財産の調査が続いた。通帳もない、ハンコもない銀行を探すのはまさに至難の技といってよいだろう。とくに、収入と支出をがはつきりわかるように金銭出納帳をエクセルで作成することとした。この時に確認したのは以下の通り。

- 1 登記簿謄本が行方不明であること。叔母の記憶が全くなかった。どこにあるのか全く不明。
- 2 「JAバンク」と「ゆうちょ銀行」の通帳を確認。それぞれ通帳に国民年金、新国民・厚生年金、郵便年金、都民共済から振り込みがあることを確認。また、固定資産税、訪問介護サービス、現金の引き出しが行われていることを確認。介護保険料、後期高

齢者医療保険料、都民共済、水道料金の支払いがあることがわかつた。不明なことは電気代と電話代が現金でも支払っていない、通帳からも引き落としがないことが分かった。しかし、領収書は郵送で送られていることが分かった。

以上のようなことから、「被補助人等の年間収支予定表」（選任時一回報告用）のまとめとして以下を記載した。

現状では1年間で5314円と若干ですが、收支が黒字となります。しかし、被補助人からも生活に必要な家電製品（冷蔵庫）の老朽化、交際費などにも全く余裕がないこと、さらに地デジへの対応も全くできていないことから対応も求められております。支出を切り詰めることはむずかしく、被補助人からは東京都社会福祉協議会の不動産型生活資金を利用したいとの希望が出されているところです。補助人としても、被補助人の意志を尊重し、東京家庭裁判所のご判断を仰ぎながら、諸手続きに則して今後の被補助人の生活設計を確実なものとしたいと考えております。今後「居住用不動産処分許可」の申し立てを行う予定であります。なお、被補助人は土地及び家屋を個人所有（被補助人名義）となっており、不動産担保型生活資金を利用できる諸条件等を満たしております。最終的には同協議会の審査によります。

今後のことを考え、書類はできるだけパソコンで作成し、無理なところはコピーをとり、スキャンしてすべてデータ化してパソコンに保存し、あとから何を家庭裁判所に提出したかがわかるように整理・保存することにした。

東京都社会福祉協議会の不動産型生活資金については、平成23年1月11日の補助人の選任後、登記されるだけの段階となつたため、平成23年1月中旬には準備を進めて、登記後に本格的に動けるようにしていった。補助人として最初にしたいと思ったことは、TVを地デジ対応にす

るためケーブルテレビとの契約、また、エアコンが古く、猛暑を乗り切るために買い替えることだ。このためにも不動産型生活資金は必須であった。

(2) 東京都社会福祉協議会の不動産型生活福祉資金の利用まで

叔母の収入と支出を計算すると、年間で 5000 円程度しか余裕がないというきわめて厳しい状況であることがわかった。いくら財産として土地と建物といった不動産があっても現金がなければ最終的には買いたい物すらできない。今ままの年金では生活するだけ、また、病気や入院等があれば、貯金を食いつぶしていくことになるからだ。東京都社会福祉協議会の不動産型生活福祉資金については叔母が居住する地域の社会福祉協議会が情報を提供してくれた。その条件をパンフレットから紹介しておきたい。

不動産担保型生活福祉資金とは

現在おすまいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活福祉資金を貸付けする制度です。

対象世帯

■借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯

- ・同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、配偶者と共有している不動産も対象となります。

■世帯の構成員が次のいずれかであること。

- ①：単身
- ②：夫婦のみ
- ③：①または②と借入申込者もしくは配偶者も対象となります。

■世帯員の収入が区市町村税非課税または均等割課税率程度の低所得世帯

- ・生活保護世帯及び公的資金を借受中の世帯は、原則として貸付対象外となります。

対象不動産（土地・建物）

- 賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていない。
- 土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅（集合住宅は不可）
 - ・但し、貸付月額によっては1,000万円程度でも貸付対象となる場合があります。
 - ・不動産の状況によっては担保とできない場合があります。

借入に必要な担保措置は

- 不動産（土地・建物・私道＊持分を有している場合）を担保にします。担保となる不動産に、根抵当権載せ艇（限度額は土地評価額の80%）と代物弁済予約のため所有権移転請求権保全の仮登記をします。
- 連帯保証人が必要です。
推定相続人の中から連帯保証人が1名必要です。連帯保証人は借受人と連帯して債務を保証します。
- 推定相続人の同意が必要です。
貸付契約を締結することに関し、推定相続人の同意を得るよう努めなければなりません。

ここで補助人として気を付けたことは次の通りである。

- 1　登記簿謄本が行方不明のため、これを探さなければならないこと
- 2　推定相続人に理解を求めなくてはならないこと。
- 3　代理行為として根抵当権の設定、同意行為として金銭消費貸借契約の締結するため、実際の契約と家庭裁判所の審判とのタイミング
- 4　手続き上、司法書士をどうするか。

5 期間や金額として果たしてどのくらいまで貸し付けが可能なのか

「事務報告書（就職時）」を平成 23 年 2 月 15 日に郵送していたが、2 月 24 日に家庭裁判所財産管理部係に不動産担保型生活福祉資金の利用について、居住用不動産処分許可の申し立てについて電話で相談した。裁判所に電話したのは初めての経験であった。担当事務官は「事務報告書（就職時）」の内容が分かっていたため、必要性については特に聞かれることもなく、おもな質問はどのような契約を考えているのかを聞かれ、東京都社会福祉協議会の不動産型生活福祉資金を利用する旨を伝えると、翌 25 日に「居住用不動産処分許可申立書」が裁判所から届いた。担当事務官は私の予想を越えて親切だった。

同時進行で「長期生活支援資金借入申込書」を●市社会福祉協議会へ提出した。3 月 2 日にその後電話にて今後のことについて確認するため ●市社会福祉協議会の担当者へ連絡すると、成年後見人制度についてほとんど理解をしていないようで、契約前に家庭裁判所の許可が必要だということを伝えると、家庭裁判所の許可など待てないなど、電話でのやりとりだったが、明らかに面倒なことはしたくないという態度だった。このためすぐに家庭裁判所財産管理部係に電話して事情を説明すると申立てから許可までどのくらい時間がかかるのかを確認すると、2、3 日で、遅くとも 1 週間以内という返事であった。先方が納得しない場合には家庭裁判所から電話をして戴いてもよいか伺ったところ、必要があればしますとの力強い返事を戴いた。合わせて、「居住用不動産処分許可申立書」の提出手順や他に送る書類の指示を受けた。申立書、契約書のコピー、その他資料となるものを提出し、あくまでも許可が出てから契約するように念を押された。折り返し●市社会福祉協議会の担当者へ電話した。福祉関係に従事しながら、こうしたことに全く理解をしていないことに腹立たしい思いもあったが、まずは前に進めた。●市社会福祉協議会の担当者より代理権の確認のため、証明書を送ってほしい要望があり、手元にあった補助人の「登記事項証明書」の PDF を添付ファイル

で送った。

3月11日。東日本大震災。叔母のところに電話するも応答がなく心配したが、翌日母が叔母に連絡がとれた。叔母は地震と思っていなかつたようで、自分の体調がおかしくなり、めまいが起きたと思ったようとのこと。いずれにしてもほっとした。耳も遠くなっているため、補聴器も必要かもしれない。

3月20日に●市社会福祉協議会の担当者が平成22年度で退職するメールが連絡あり、代わりの担当者の紹介があった。

平成23年4月3日に●市社会福祉協議会の新しい担当者から連絡があり、不動産型生活福祉資金するにあたり、不動産鑑定士等による測量があるので立ち会って欲しいとのメール連絡があった。4月5日には母の方に連絡が入り、最終的には4月15日に測量となった。

4月15日に測量に立ち会った。不動産鑑定士、東京都社会福祉協議会、●市社会福祉協議会が叔母の家に集合し、測量と社会福祉協議会側からの説明と今後の予定の確認を行った。こちら側からは登記簿謄本が現在行方不明なこと、契約の案が出来た段階で裁判所に提出し、審判を受け許可を受けることが必要である旨を伝えた。推定相続人への了解にも気を遣った。叔母に何かあれば、推定相続人が財産を相続することになるからだ。この時の推定相続には私の母、もうひとりの叔母、既に亡くなっていた母の兄のこども2人（私から見るとこ）なる。幸いなことに、私から見ていとこの2人とは親戚付き合いこそ今はしていないが、中学生頃まではよく遊びに行ったことがあることや年齢も近いこともあり、事情を説明すると基本的な考え方を理解して戴いたことは大変ありがたかった。それは、叔母の年齢がもう90歳に届く年齢ということから、95歳くらいまでは財産を取り崩してもやっていけるようにしたいというものだ。叔母が長生きすればするほど、相続する財産は少なくなるということになるからだ。これも快く快諾して戴いたことで、叔母には遠慮なく、十分に財産を使ってほしいと思ったからだ。生きているうちから、遺産相続の話をするのは不謹慎であるが、相続問題でもめる話は世間では日常茶飯のことでもあり、慎重に進めた。各証明書の入手も

心配はいらないが、ここで最大の問題は登記簿謄本が行方不明のままであったことだ。「事務報告書（就職時）」を平成23年2月15日に郵送していたが、財産の確認をするために、叔母の家の茶の間の引き出しや大きな箱、風呂敷の中等探したが見当たらなかった。不動産型生活福祉資金を利用するとなると、登記簿謄本はどうしても必要なため、かなり焦った思いがあった。手続き的には土地家屋評価表などから敷地面積や評価額がわかる書類を提出したが、肝心の登記簿謄本がなければ最終的な契約等でトラブルになりかねないことが最大の心配ごとであった。その後、叔母の郵便物をチェックしていると、取り引きをしていない銀行から通知書が届いていた。内容は貸金庫の領収書であった。また、電話代、電気代領収書からそれぞれ電話会社、電力会社に電話して成年後見人である旨を名乗り、こちらの身分等を明らかにして支払がどこの銀行から行われているかを教えてもらった。するとその貸金庫の取り引きのある銀行であることが判明し、早速その銀行へ電話した。個人情報の観点からはじめは答えてもらえなかつたが、事情を話した上で私自身がその銀行の他の支店に口座を開設しているので私自身の身分を確認してもらい、預金があるかどうかを確認して、その銀行に行くこととした。1週間後、貸金庫の通知書と補助人の登記事項証明書を持参して、銀行を訪ねた。通帳の再発行を行うとともに、その内容を確認し、補助人として私が代理行為として預金の預け入れや払い戻しができる手続きを行つた。貸金庫も借りていることも分かつたが、貸金庫の鍵もないことから今後の相談を行つた。銀行の説明では私が補助人であるので、貸金庫の開閉をすることができるとのことであったが、私としては中からどのようなものができるかわからぬため、気候のよい4月～5月初旬にかけて日を選んで叔母と母、そして私と3人で再度来店し、その時に貸金庫の中のものを引き取り、その後、貸金庫及び預金等はすべて解約したい旨を伝えた。

4月18日に測量等、今後についてこれまでお世話になった司法書士に連絡と相談を行つた。不動産型生活福祉資金については手続きをスムーズに進めるため東京都社会福祉協議会のリーガルサポートの司法書士に

依頼することに理解を求め、快く承諾して戴いた。活動するのも地域的な問題などもあるからだ。

4月28日に推定相続人と連絡を取り、不動産型生活福祉資金を利用するに理解して戴いた。叔母の財産であるので、叔母が自由に使い、財産を残すことに執着しなくて構わないと理解して戴いてことはありがたいことだ。また、手続き上必要な戸籍抄本を自身で取り寄せ、5月3日には郵送で届いた。

5月6日に叔母の家にタクシーを呼び、叔母、母、私の3人で乗車して15分程度で銀行に到着。行員は行政の人とは違い、解約の手続きとは言え、対応は丁寧でありがたかった。預金は解約し、現金を持ち帰り、取り引き金融機関を2つに整理した。

また、叔母は銀行に来ると貸金庫のことを少し思い出していたようだが、銀行の話では貸金庫の開閉は平成15年9月（叔父が亡くなった後）を最後にそのあとは一切ないとのことだった。貸金庫に入っていたものは過去3年分ほどの叔父の遺言書と登記簿謄本、実印、それに預金通帳が入っていた。叔父の遺言書は毎年、日付だけを変えて、叔母へ財産が間違いなく相続されるように記しているもので、叔父が真面目な方であることがあらためて心に残った。登記簿謄本の原本があったことは何よりもありがたかった。実印は見つからなかったため、すでに新しい実印で印鑑証明書を取っていたが、大事なものを貸金庫に預けていたことをすら叔母が覚えていなかったことは今後何があっても不思議ではないと考えなければならないと思った。特に知らない間にマイナスの財産が有った場合が心配であったが、まずは東京都社会福祉協議会の不動産型生活福祉資金との契約を優先した。一連の流れは司法書士にも連絡し、了解を得た。東京都社会福祉協議会の不動産型生活福祉資金の契約についてはお世話になっている司法司書ではなく、東京都社会福祉協議会のリーガルサポートの司法書士にお願いした。

5月10日には東京都社会福祉協議会より事前に提出を求められていた書類が揃い、11日に●市社会福祉協議会に郵送した。

5月13日に●市社会福祉協議会より5月23日に審査会がある開催さ

れるとの連絡があった。5月26日に審査が通り、6月10日を契約日にするとの連絡を受け、家庭裁判所に連絡した。事務官からはどこから生活福祉資金を借りるのかを問われ、東京都社会福祉協議会の不動産型生活福祉資金を借りたいと申し出たところ、「居住用不動産の処分申立書」ともに経緯説明書と上申書を提出すようにアドバイスを受け、6月2日に郵送で提出した。審判は早くて2日～3日、遅くても5日程度のことであった。事務官が心配してくれたことは、推定相続人には了解を得ることを強く勧められたが、すでに了解済であることを伝えると納得された。なお、家庭裁判所への上申書は次の通りである。

平成23年1月31日に補助人の登記、その後2月15日付けの事務報告書（就職時）にも記載した通り、被補助人（●）の収入と支出のバランスがギリギリということもあり、不動産担保型生活資金の利用をしたいとの申し出を被補助人より受けておりました。被補助人は現在は健康面には少し認知症の傾向があるものの大きな問題はないが生活に余裕のないこと、現在90歳ということから残りの人生をもう少し楽しみたいという希望があり、被補助人の意志を尊重すべく、被補助人の妹（補助人の母・●）とも相談し、不動産担保型生活資金の利用を進めるに至りました。また、不動産担保型生活資金は当時サービスを受けていた社会福祉法人●市社会福祉協議会●センターより紹介して戴いたシステムで、東京都社会福祉協議会という公的機関が勧めていることから、被補助人の地元・●市社会福祉協議会と相談を重ねてきたものです。同協議会の定める申請資格、被補助人の土地及び建物が自己所有であること、一人暮らしであるなどのいくつかの条件を満たしていることから利用を進めるに至りました。当初は月10万で10年程度を予定していましたが、同協会による不動産鑑定士等の鑑定と平均余命等を考慮の上、最終的には東京都社会福祉協議会として別紙の契約通りの内容となりました。支給の減額と期間の短縮となる可能性については平成23年4月15日の鑑定の日に説明を受けておりました。被補助人も納得し

ています。収入の管理については通帳で管理できるようにし、また、支出についても月2回程度5万から8万程度を引き出し、現金を渡すようにし、被補助人が必要以上の現金を手元に置かない様に気をつけたいと考えています。また、収入が増えることにより、現在介護ヘルパーを週3回お願いしているが、被補助人の希望もあり、週4回とすることも検討しています。補助人としては煩雑な事務手続き等を引き受け、被補助人の希望をできるだけ叶えるとともに、被補助人の財産で可能な限り、今後の生活等への不安を軽減できるような措置を取りたいと考えております。なお、本書面とは別に●支部への電話にて居住用不動産処分許可申立について事前相談したところ、資料及び経緯書等も添えるように指示を受けたので別紙を資料として提出致します。

契約書等の内容から若干心配なところもあり、裁判所事務官からリーガルサポートの司法書士に連絡を取って戴いた。6月10日に無事に継続的金銭消費貸借契約締結が結ばれた。とにかくあいまいなところはそのままにせず、家庭裁判所に相談するのが一番よいと思った。この時には電話ではなく、事前にアポを取って直接家庭裁判所を訪れ、話しをすることでかなり細かなことまで確認ができたことがよかったです。この時に新たに発見のできた登記簿謄本のコピーをを提出した。

7月8日に第1回分として生活福祉資金の50万円が振り込まれた。これを機会に訪問介護サービスの日数を増やすことを母を通してケアマネージャーと相談した。すぐに実現ができた。1ヶ月程度は少し落ち着いた時間が過ごせた。

生活福祉資金の手続き等とは別に2月以降毎月叔母の財産管理の一環で収入と支出の管理をしていたが、どうしても現金を持っていないと安心できない叔母であるが、財布を無くす現象がたびたびあった。一度にあまり大きな現金は渡せない状態であり、母と今後のことについて相談しながら、2週間1度叔母に現金を渡すようにすることにした。

8月下旬に叔母の様子が少しおかしいことが、ケアマネを通して母に

連絡があり、母と今後について相談することにしたが、しばらく様子をみることとして、叔母の自宅から1時間程度内で行けそうな施設についてとりあえず調べることにした。老人保健施設と特別養護老人ホームの違いについても私自身があまり深く理解していなかったので、介護保険等についても調べて、まず私自身の理解度を深めることとした。9月中旬になるとケアマネを通して施設等への入所について相談があったと母より連絡を受けた。9月下旬に母よりケアマネより叔母の様子がおかしいとの連絡を受けたので、一泊して様子を見てくるとの連絡を受けた。その後、母より強気であった叔母がひとり暮らしをする自信がなくなってきたとの内容を受けて、近隣の施設について調査及び問い合わせを本格的に始め、いくつか候補になる施設を見つけた。9月27日に継続的金銭消費貸借契約の内容を確認し、入所や入院等した場合の今後の対応について●市社会福祉協議会の担当者に問い合わせを確認をとった。

(3) 施設への入所手続きと入所

10月上旬に問い合わせをしていた周辺4市の施設よりパンフや問い合わせの回答を電話等で受けた。今後のことを考え、10月上旬に同時並行で叔母が難聴の認定をうけるべく、医師により申請書の作成を依頼したが、叔母の介護保険の保険証が確認できなかつたので、再発行の手続きを取ることとした。10月7日、第2回分として30万円の生活福祉資金が振り込まれた。叔母の生活もかなり安定してきたことはありがつたが、肝心の叔母の様子が心配であった。10月8日、母と共に●市の介護老人保健施設の計画担当支援専門員を訪ね、施設の説明を受け、その後施設の見学。入所の希望を伝え、書類を提出した。10月9日に母から連絡があった。叔母の家の火災報知器が作動。近所より消防署に通報された。ガスは使用していたが、誤作動と判明。たまたま母が叔母の家を訪問し様子がわかつた。ガスの使用が大きな問題として浮上した。なお、この日以降、ガスコンロから電気コンロへの変更や訪問介護ヘルパーがない場合にはガス栓をストップで封印するなどの対策を取らざるを得ない事態となつた。火災報知器が作動していること自体、聞こえなかつたらしいことがわかり、叔母自身も愕然としていた。ここからはとに

かく入所は空きがでなければ無理なので、他の施設についてもさらに申し込みの準備をしながら、それまでできることを母と分担しながら進めた。10月中旬に介護保険負担限度額を申請、また、叔母の要介護1認定を要介護2認定へ引き上げの申請準備を始めた。10月14日、介護保険負担限度額認定証交付、10月18日に身体障害者手帳交付、10月24日に介護保険被保険証交付（要介護2）を受けた。この頃の叔母はすっかり自信を無くしていた。なによりも消防署に通報され、近所に迷惑をかけたことがショックだったようだ。これまで施設への入所については頑なに拒否していたが、この一件を境に叔母も軟化し、近所に迷惑をかけたのだから、ここにはいられないという思いが強くなつたようだ。現在、入所待ちのところは叔母の家から車で30分程度のところであるため、外出等で家にも当然戻れるので、入所ができればという思いが私自身強くなつた。

入所できた場合にいくつか確認を要する問題が出てきた。それは継続的金銭消費貸借契約との関係で、通所でない場合には契約を解約し、さらにこれまでの給付金の償還をしなければならないからだ。償還後は根抵当権がとれるため、再び登記となる。登記となれば裁判所の許可が必要なる。そこでまず、10月19日に家庭裁判所の事務官に電話を入れ、事情を説明した。問題は償還金をどのように工面するかだ。給付金をそのまま償還してもすぐにマイナスになてしまうこと、叔母の意向で家は売らないでほしいとの気持ちもあり、母が償還金を立て替え、不謹慎ではあるが叔母が亡くなった時の財産整理時に精算ということで母と私の間で決めた。母の生活に大きな支障もないこと、仮にそうなった場合には私が金銭的に援助できる状態であることなどを電話で説明した。事務官からはまずは上申書を提出するように勧められた。電話の内容を整理し、翌20日に上申書を郵送で提出した。

10月24日に家庭裁判所の事務官より上申書の件で電話にて回答があった。今回は自宅を売却しないということであれば、審判を受けずに進めてよいとのことだった。事務官からのアドバイスとして補助人等で償還金を立て替えるのであれば、あの財産整理の際にもめないような工夫をしておいた方がいいでしょうとのことだった。補助人としては司法

書士に相談することを念頭に入れていることを伝え、理解を得た。叔母の現金をどのように確保しておくかが最も課題であったため、母とはかなり相談を重ねていたことだった。

10月25日に事務官のアドバイスを受けて、司法書士に一連の経緯を10月20日の裁判所への上申書を同封し報告するとともに、今後の登記に関することや償還時の立替時における問題と財産整理との関係についていざれお願ひすることになる旨を伝えた。

10月26日に事務官のアドバイスに従い、2人の推定相続人に近況報告をするとともに、10月20日の裁判所への上申書を同封し、理解を求めた。なお、もうひとりの推定相続人には母より連絡してもらった。重要な連絡は書面で、あとはメール等を使用しながらの連絡となった。

10月27日、医療法人の介護老人保健施設より母へ11月8日に入所できそだとの連絡があった。施設の見学をして1ヶ月のことだ。ラッキーとしかレリイようがない。同日、●市社会福祉協議会の担当者に連絡した。

施設の専門相談員、司法書士は家を処分して施設に入所することを勧めてくれたが、叔母が現段階で家を売る気持ちはないこともあり、すでに裁判所との相談で継続的金銭消費貸借契約を解約した場合の償還金については母が立て替えること、母の経済状況が償還金を立て替えても生活に支障がないこと、万一厳しい状況になった場合には私が援助することなどを話し、周囲も納得した。念のため、母には司法書士と今後について、財産整理の際の立て替えの分の清算、相続等の問題について今後気を付けておくべきことを確認してもらった。最終的には領収書の保管、領収書の出ないものについてはメモ等をきちんと取っておくようにアドバイスを受けた。施設の場所が駅から歩ける距離にないこと、叔母を少し遠いところへ移動させるにはタクシー以外に交通手段がないことなどが気になっていた。

10月31日に医療法人の介護老人保健施設よりベッドに空きが出たため、11月1日に入所できるとの連絡が母のところにあった。すぐに●市社会福祉協議会の担当者に連絡した。なお、叔母がそのまま施設になじんでくれるか心配であること、少し様子を見たいことを伝える。これはこれまで施設関係に短期宿泊滞在などしたこともないことから、施設に

なじめず、家に帰りたいという可能もあることから申し出てみた。こうなった場合には継続的金銭消費貸借契約を解約してしまうと生活自体が今後成り立たなくなってくること、また、介護老人保健施設が基本的には半年がひとつの期間になっていること、住民票を移す必要がないことなども率直に話した。

11月1日、母が付き添い、叔母は無事に入所。部屋は4人部屋。私は仕事の関係から5日に施設に行くことを伝えた。私はすぐに継続的金銭消費貸借契約が解約となり、生活福祉資金がなくなった場合の叔母の年金収入と入所施設関係の支出及び叔母宅の維持に関する費用について精査を開始した。

11月5日、母と共に介護老人保健施設の叔母を訪問。入所早々部屋の移動があった。移動の理由は施設内で風邪等の罹患者がいるため、施設側の配慮。ありがたいことだ。

叔母は私の顔を見るなり、もう家に帰りたいと話を始めた。よく話を聞くと、ここはきれいで、みんなよくしてくれるが、家が心配とのこと。今後家はどうなるのか、この施設にいてお金が大丈夫か心配との内容。入所前から家はそのままなのでいつでも帰れること、入所中は母と私で風を入れたりするので、家はそのままにしておくことを繰り返し話した。お金の心配はいらないことを伝えた。叔父が亡くなつてからは特に旅行もすることもなく、また、あまり人付き合いの得意な人でないだけに、心配はしていた。叔母は自分が家に帰ると、ガスのことで周囲に心配をかけるから、この施設にいる方がみんなは心配がないことも理解していた。近所の人たちに迷惑をかけたことが相当こたえたようだ。叔母なりに自分のことと周囲のことを考え、いろいろな気持ちが錯綜している様子がわかった。これまでひとり暮らしであったものが、いきなり4人部屋で暮らすようになったのだから、ストレスがあつて当然だが、90歳を超える叔母に申し訳ない思いがした。食事についてはご飯が柔らかすぎることで不平を言うものの、いつも温かいものが食べれることにありがたさを感じている。また、おやつも定期的に出されているが、その時間を楽しみにしている様子もあった。食堂で他の入所者といつしょにおやつを食べている姿は周囲にある程度馴染みはじめている様子も伺えたの

ではほっとした。母から聞いてはいなかったが、叔母は入所にあたり、私物は着替え等を除けばほとんど持ち込めない中、亡くなった叔父さんの位牌を持ち込んだことを知った。叔母が相当な覚悟を持って入所したことわかった。

叔母の様子は顔色もよく、夜もよく眠れると話していた。集音器・補聴器がなくても、大きな声で話せばふつうに会話ができるようになっていた。施設職員の話では食はかなり細いが、痴呆症の薬は一時停止。なお、痴呆症はアルツハイマー型ではないため、今回、入所したことにより、コミュニケーションの機会が増え、改善される傾向を示しているとのことだった。これはひとり暮らしから施設に入った大きな収穫だ。また、まだ施設に慣れていないことから、昼夜逆転の生活感覚になっているところがあるが、慣れれば大丈夫のこと。

最初に相談に乗ってくれた相談員といろいろと話した。一番は費用のことだ。叔母には心配いらないと話はしたが、私自身ここが実は一番心配だった。15日に第1回目の請求が施設より来るので、これを見てから被補助人がどこまでのサービスを受けたいかを相談しながら精査していきたいことを伝えた。もちろん、叔母が希望するものを断わらないので、サービスはしてほしい旨伝えた。サービスが有料のため、サービスを受ければ受けるほど費用が掛かるようになっていた。不謹慎ではあるが、結婚式や葬式の時に似ていると思い、福祉とは言え、施設もボランティアで経営しているのではないので、医療法人とは言え、福祉産業の一環であることをあらためて思い知らされた。相談員には費用を抑える意味で介護保険限度額申請をしており、これを適用できるように現在手続き中であることを伝えた。施設の様子がわかり、1階入所者は痴呆症、2階入所者は軽い痴呆症、3階入所者は健常者となっており、叔母は施設内では3階の方へ移動した方がいいのではないかと思い、施設になれ次第、3階移動の希望を施設へ申し出することにした。なお、3階に移動になると食事内容も健常者用のものとなるため、ご飯も現在よりも堅めのものになるので、叔母の不平も解消されると予想している。

叔母の自宅への思いもあり、落ち着いたら、外出許可を得て、半日自宅へ帰る日を設定したいことも相談した。タクシーで30分程度で帰れる

ため大事にはならないからだ。また、施設に比べると自宅はかなり暗く、寒いこともあり、これも実感してもらいたいと考えている。叔母の友人も施設に入所しており、機会があれば、他の施設を見ることでいろいろと考えてもらいたいと思っている。

なお、介護老人保健施設は6～8ヶ月が入所期間となっているため、この期間が過ぎると別の施設へ移動せざるを得なくなる。最終的には特別養護老人ホームへの入所を目指している。特養は終身入所が可能。叔母はこのあたりの細かなことはヘルパーさんとも相談して伝えてはいない。様子を見ながらということになりそうだ。次の施設への入所申込み等については年内の申し込みを予定している。特に特養の入所については数か月から数年かかると聞いているため、叔母の健康状態を見ながら適宜申込みを行うことにした。

叔母の入所施設を訪ねたあと、叔母の家に行き、近所の方に叔母が入所したことを伝えた。火事騒ぎ等もあったことから近所の方には叔母の入所に伴い叔母の家が長期留守宅になるため、何かあつたら連絡をいただけるようにお願いした。

叔母の家の管理を今後どうするかがもうひとつの問題になった。無駄な支出は抑えたい一方、一時帰宅もあることから、どの程度にするかが一番のポイントだった。まずは一番気になったことは火事の問題だ。プロパンガスの契約について母と相談した。叔母が一時帰宅するにしても火元の安全確保ができないこと、すでに電気コンロ等を設置しているため、プロパンガスの契約について解約で進める方向にした。電気、水道、電話等はこれまで通り。叔母も火元について心配しているため、叔母に了承を得てその後プロパンガスの契約を解約した。何事も叔母の意向を優先した。冷蔵庫内のものについては11月1日に叔母が入所する際、ヘルパーさんが処分し、冷蔵庫のコンセントを抜き、電源をカットしてくれていた。長年にわたり、叔父、叔父が亡くなつてからは叔母の面倒を見てくれたヘルパーさんにはただただ、感謝するしかない。

施設訪問の後、●市社会福祉協議会の担当者にメールで叔母の様子についての連絡と今後についての相談した。叔母が入所したもの、精神的に安定していないため、もう少し様子をみたいこと。これをふまえて、

償還金等の相談をしたところ、担当者より様子を見ましょとの返事があり、償還金については東京都社会福祉協議会とも相談しながら、性急にならないように措置してくれるとのことだった。償還する場合には母が立て替えるため心配がないこと、すでに家庭裁判所には許可が取れていることなどを話した。

11月6日、推定相続人である2名に、私から叔母が介護老人保健施設に入所したことを知らせる報告を文書で伝えた。同施設のパンフを同封し、叔母の様子も併せて報告した。叔母に何かあれば推定相続人との連絡は欠かせないことから、ポイントになるところは文書で、あとはメールでやり取ることで進めた。子どもの時にはお互いの家を行き来していたので、このあたりは30年から40年近くの時が経ても何ら問題がなくできたことはありがたいことだ。

11月7日、火元が心配なため、電話でプロパンガスの契約解除を申し出た。

11月16日、母より電話があった。昨日、介護老人保健施設より電話があり、叔母が38度9分の発熱があったとのこと。必要があれば病院に搬送するとの連絡があったが、後日連絡があり、医師の治療を受け、回復したこと。何かあっても、施設の対応にお願いするしかないことを現実的に体験することとなった。母ともそれなりに覚悟することとした。ひとり暮らしている時よりもこうした意味では安心があるので、あたふたすることなく、私も母も自分の生活をそれぞれしていくなかで、精神的な負担やストレスを感じないと言つては嘘になるが、過ごしていくしかないと思うようになった。

11月22日、私は司法書士に叔母の施設入所も一段落したことから、近況報告及び施設のパンフレットを送付。なお、●市社会福祉協議会担当者とのやりとりの内容を報告した。今後の見通しとしては12月に入ってから●市へ連絡し、東京都社会福祉協議会の判断を求めるが、平成24年1月に大きな動きがあるものと予想していることを伝えた。生活福祉金についての契約も解除し、償還しなければならないだろうと覚悟した。

12月10日、叔母が施設内に持ち込んだ位牌について、菩提寺である下北沢の●寺に奉納した。入所者の中に金色に輝く位牌に強い関心を

示す方がいるため、今後何かあった場合には位牌を管理・保管することもできないため、お寺に永代供養として納めた。

12月15日、介護老人保健施設よりの85790円の請求。12月16日、叔母の体調が良かったことから、母が付き添いで、叔母の自宅へ2時間程度一時外出帰宅。所要時間はタクシーで20分程度。叔母には自宅がそのままであること、体調さえよければ、定期的に外出で自宅に戻れることを自覚してもらうために実施した。また、叔母からは家に帰りたいとの言葉も相変わらずあるが、かといって火事の心配等もありもうひとり暮らしするのは事実上無理なこともわかっている様子。

12月28日、私は久しぶりに実家に戻り、母のところで今後の対応について相談した。介護老人保健施設は3ヶ月毎に契約等の更新があるようで、何もなければ自動更新。内規では6ヶ月しか入所はできないが、実際にはそれ以上入所している人もいることから、年明けにも施設の相談員と相談することにした。高齢者でもあることから、あまり環境を変えたくないこと、また、現在の場所であれば、自宅への一時帰宅も可能であるため。費用的にも現在ぎりぎりだが何とかやっていける。これ以上費用が掛かると、入所費等の費用の支払いが難しくなることも心配であった。現在利用している東京都社会福祉協議会との継続的金銭消費貸借契約に基づく生活福祉資金も1月の支給を最後に契約解除となる見込みとなった。1月あるいは2月に入ってから●市社会福祉協議会の担当者を通して東京都社会福祉協議会との対応の調整をすることにした。叔母の妹で母の姉が現在危篤状態であることが知らされて、母と今後の手続きについて確認した。私自身、知らないことが多すぎるので、概要を整理した。

- 1) 叔母に妹が危篤の状態であることを知らせる。現在、西蒲田の施設に入所中。
- 2) 万一の事態が継続的金銭消費貸借契約解除前の場合には、東京都社会福祉協議に推定相続人の変更について相談する。叔母に子どもがいないことから、推定相続人が危篤の叔母が亡くなつた場合にはその子どもに変更となるため。そのための手続きが

必要となること。また、叔母に万一のことがあった場合には、相続等において関係してくること。

- 3) 叔母の後見人制度利用についてはすでに補助人就任前に伝えてあるが、細かな内容を知らせていないので、ある時期をみて説明の必要があること。

平成24年1月2日。母のところへ新年の挨拶で実家を訪れた。危篤であった母の姉は危篤状態を脱したので、ほっとした。新年早々ではあったが、今後の相談をした。継続的金銭消費貸借契約解除後は現金収入が激減し、介護老人保健施設の利用支払が十分にできない状態が発生することについては2つの方法を考えた。

- 1) 叔母の年齢を考えても長期にわたらないため、母が不足分を立て替え、最終的な財産処分時に清算し、相殺する。
- 2) 叔母に現金収入がないため、不動産を処分する。叔母の性格からして2) はあまり期待できないため、1) で進めることになりそうなことを確認。なお、母自体の経済状態も現在は年金及びこれまでの貯蓄と私からの補助（仕送り）で生活をしているため、それほど余裕はない。立替の金額も高額になるとかなり厳しくなる現実がある。私も金銭的に母の援助をしているが、叔母に対してそれを広げることは生活等の維持を考えると極めて困難な状態。

同じようなことを何度も何度も母とは相談することになった。お互いに気分等で気持ちが変わらないように、同じこと何度も確認しながら進めた。

平成24年2月14日、定期報告として補助人として「補助事務報告書」を東京都家庭裁判所に郵送で提出。1年間の間に財産上の大きな変化があった。基本的な項目は以下の通り。

- 1 被補助人の住所、氏名、健康状態等生活上のことについて変更がありましたか。
- 2 前回の報告から今回の報告までの間に、同意権・取消権の行使をしましたか。
- 3 前回の報告から今回の報告までの間に、代理権の行使をしましたか。
- 4 今後、同意権・取消権又は代理権を行使する予定はありますか。
- 5 被補助人の生活や財産について、困っていることはありますか。
- 6 被補助人の財産目及び収支状況報告書を作成し、補助事務報告とともに提出して下さい。
- 7 その他、補助事務に関して気になっていることや、家庭裁判所への連絡事項があれば記入して下さい。

上記7項目すべてが該当するため、かなり細かい報告書を提出した。補助人に就任して以来、何度か裁判所へ電話や相談等で裁判所に行って感じたことは、提出した報告書はきちんと読まれているという印象を持った。だからこそ、こちらも困っていることなどは率直に記録して残し、必要があれば、電話等として裁判所の指示を受けるのがよいと思った。その中の一部を紹介したい。

被補助人は現在の施設に入所するまでに介護等を受けながら毎日気を張りながら生活してきた。そのため、気も張りつめ、人から騙されないように、強気の生活でこれまで過ごしてきた。しかし、生活資金も厳しい状態となり、お金を借りながら、一人暮らしを続けるも、ボケも進み、火事騒ぎがあり、仕方なく施設に入所することとなった。補助人としては被補助人の生命や近隣住民へ迷惑もかけられないことから、被補助人も同意の上とは言え、施設の入所を進めてきたが、被補助人の「生きる楽しみ」を奪ってしまったのではないかとの気持ちもある。毎日好きなことをして過ごすことも今は充分にできていない。今は残念ながら被補助人に夢のようなものがなくなっていることが残念な点だ。身の安全と健康管理は充分にできるようになったが、

その代りに「好きなように暮らす」自由を奪う形になってしまっていることに補助人としては複雑な心境である。介護施設に入れない高齢者もいる中、入所できたのだから、「幸せだ」という周囲の声もあるが、被補助人の本音がわかるだけに、甥である私にも気を遣って、おとなしく施設に入所している被補助人に今以上のことをしてやれない限界を痛感している。

90歳を越えた叔母にこれまでひとり暮らしで自由だった生活から、安全安心とは言え、4人部屋の施設に入所というのが果たしてよかつたかどうかは入所の手続きを進めた私自身確信が持てない状態であった。引き取って面倒も見ることもできないという思いもあったが、叔母の希望を何かかなえられないかということだけは気にしたいと思った。

2月～3月にかけて介護老人保健施設入所により本来ならば生活福祉資金が打ち切りであったが、契約書には「原則」とあったことなどから、東京都社会福祉協議会へ今後の事情説明等をしたところ、様子を見ながら継続との返事をもらった。このやりとりはかなり緻密に行った。介護老人保健施設から新しい施設が見つかれば移動したい希望があることを伝えたことによる。書類はよく読むことが肝心だとつくづく思う。

3月に●市に対して要介護認定の再認定を申請し、介護認定2から介護認定4となった。認定時の面接等には補助人として立ち会い、叔母に子どもがいない等の背景的なものを説明した。また、現在の施設に不満はないが、特別養護老人施設への入所により健康でありさえすれば終身入所できるため、今後どのくらいの期間叔母の面倒を見ることにわからない以上、こちらとしても経済的な問題等を踏ま、長期的視野での判断であることを伝えた。

4月上旬に、最終目標である特別養護老人ホームへの入所申込みをしていたところ、平成24年6月開所の特別養護老人ホームより内示があり、4月27日に説明及び見学。費用が最大で月額17万円との提示を受けた。その後5月2日にさらに精査されたものとしてサービス上の差もあるが、保険等を利用すれば最終的には10万円程度になるのではないかとの回答であった。入所への最終的な返事は5月中。

5月2日に定期報告ではないが、家庭裁判所に「特別養護老人ホーム入所及び今後について（連絡）」の書面を郵送。裁判所の許可が必要な事項ではないが、入所が確定すれば、これに伴い住民票異動、さらに、継続的金銭消費貸借契約解除が伴うため、念のため自主的に報告した。

5月22日に開所予定の施設の内覧会に参加、新設ということからきれいであることと、私が今まで予想していた特別養護老人ホームと違って豪華な印象であった。経済的にやっていけることが分かっていたので、決定すればよいなという印象があった。なによりも希望していた全室個室のため、叔母の希望が少し叶えられるかと思った。6月下旬に入所が確定した。

6月15日に希望していた特別養護老人ホームに入所、これまでお世話になっていた介護老人保健施設よりタクシーですべての荷物を乗せ、お世話になった施設の方に挨拶を済ませて移動した。50分程度で到着。
●市社会福祉協議会担当者に特別養護老人ホームに無事に入所できたことを知らせた。

7月2日に新しい住民票を添えて、家庭裁判所に「特別養護老人ホーム入所及び住民変更（住民票の異動）（連絡）」の報告書を郵送提出。

7月12日に●市社会福祉協議会へ10月の生活福祉資金の支給はストップし、9月中には解約及び償還をする手続きをしたい旨伝えた。

7月中旬より母の住む近くに来年新しい養護老人ホームが2ヶ所が開所する情報を得て、早速連絡することとした。1ヶ所は母の家から歩いて10分程度のところということもあり、ここに入所できれば叔母を家に外出として連れてこられることが可能であるので、申し込みはしたいと思った。

8月6日に●市社会福祉協議会に解約日・償還日を9月13日とすることを決め、伝えた。土地・家屋の処分をせずに母が償還金を立て替えることをすでに裁判所に申し出て、そのまま手続きを進めてよいの許可を得ていた。

8月14日に特別養護老人ホームの事務手続き上の求めにより支払を●信用金庫（●支店）より引き落としにしたいとのことで、新たに口

座を開設した。一部の預金をゆうちょ銀行より●信用金庫へ移動。

9月13日に家庭裁判所に根抵当権解除の手続き後の報告についての確認の電話を入れる。裁判所より解除後の登記証明書を郵送で送るよう指示される。

9月18日に東京都社会福祉協議会より書類が郵送され、その内容を確認後、根抵当権解除の手続きを依頼するため、司法書士に連絡した。

9月20日に叔母の妹、母の姉が亡くなった。これで推定相続人が亡くなつた叔母の妹のふたりのこども（私からみていとこ）に移動。

9月23日に通夜、24日に告別式。ふたりのいとことは結婚式にも出席し、話もできる間柄であったため、短い時間の中で概略を話した。いとこのうちひとりは介護関係の仕事をしていて、かなり理解があった。

9月26日にふたりのいとこに叔母の様子を書面にて簡単に報告。補助人選任に至る経緯。保健施設及び特別養護老人ホームへ入所の経緯。現在の財産状況、これまでに東京都社会福祉協議会の生活福祉資金を利用し、現在、償還金を母が代理で償還したこと。また、その他の必要な手続きの料金も立て替えており、財産整理時に清算する予定であることなどを報告した。

同日、●市社会福祉協議会より連絡があり、継続的金銭消費貸借契約解除並びに償還金の完了の通知を叔母の妹宛てに郵送したが宛先不明で戻ってきた連絡があった。私より●市社会福祉協議会へ連絡し、叔母の妹が亡くなったことを伝え、通知文を私の所へ郵送してもらい、そこから新しい推定相続人ふたりへ郵送する旨を伝えた。

9月29日、来春開所予定の特別養護老人ホームより連絡があり、エントリーを開始する準備をはじめる。

10月1日、4名の推定相続人にそれぞれ新しい特養へのエントリーすることを書面で連絡。

10月3日、母と来春開所予定の特別養護老人ホームのエントリーについて相談。現在入所中の施設にも記載してもらう書類があるので、インターネット上に公開されている●市の特別養護老人ホーム入退所指針を入手し、少しでも入所しやすいように書類を整える準備をする。

10月11日に司法書士より根抵当権解除等の手続きが完了した書類

を受け取る。これに伴い司法書士への手続き関係の支払いの準備をする。

10月14日、「社会福祉法人東京都社会福祉協議会との継続的金銭貸借契約及び根抵当権等設定契約の解除について（連絡）」を家庭裁判所に必要書類を添付して郵送。コピーを司法書士と母へ郵送。

10月25日に母よりエントリーした特別養護老人ホーム以外にも特養への申し込みをしたいとの相談を受ける。母の話では叔母もそれを希望しているとのことで10月31日の申込み締切に間に合うところを2,3出しておきたいとのことで了解し、こちらも書類の作成を行う。

11月29日に特別養護老人ホームの入居申し込み受付完了の通知が届く。これは事務手続き上のもので入居確定のものではないが、他の施設からはこうした通知は届いていない。施設によりこうした対応はまちまちである。

平成24年12月～平成25年2月上旬まではめずらしく大きな変化はなかった。この間に周辺の開所予定の施設等の情報だけは各市町村や社会福祉協議会のホームページを検索してある程度わかった。また、入所待機人数なども公開されているところがあり、問い合わせやパンフレットの請求は隨時行った。

平成25年1月2日、新年のあいさつを兼ねて母と今後のことと相談。妹が9月に亡くなつてからかなり生きる意欲がなくなつてゐるように見えるという状態らしい。特に大きな病気もしていないので、母の家の近くの特養に移動できれば、気持ちも変わるだろうということから、開所予定の特養があれば積極的にエントリーや申込をすることで方針を決めた。

1月中旬から2月中旬まで週に1度のペースで叔母の家を訪ねて、整理を始めたが、それほど進むことはなかった。印象としては整理業者に依頼するのが適当ではないかと思うようになった。

2月7日、補助人としての裁判所への定期報告書「補助事務報告書」作成のため、母が保管している通帳等を一端預かることにした。母からは毎月、通帳のコピーを郵送してもらっているが、全体の確認を行うため、一式を預かった。また、今後のことについて相談した。特に

叔母の自宅の整理について、亡くなったおじさんの私物なども未整理のままの状態で、かなりの分量の私物があるため、叔母の生活に支障のないものについては整理をしたいと考えている。しかし、処分等するにも費用がかかるため、業者に頼まずにできる範囲で少しづつ進めることとした。私自身も定期的に叔母の家に行き、整理を手伝ったが、限界もあるため、業者の利用について本格的に考えるようになった。

2月7日に入所中の施設より連絡はなかったが、この日に要介護認定の面接があったことを後日知る。結果は2月27日に審査会の結果による。介護認定は重要であるため、結果に係わらず機会があれば施設側には抗議をしたいと考えている。前の施設からはこうした時にはきちんと連絡があり、母と補助人である私で立ち会った。その結果介護認定2から介護認定4となった。今回の介護認定の面接は、介護認定期間がいったん終了となるため、再認定を行うため、前回の申請はこちらから再認定を要請したもの。施設側には補助人がついていることは登記事項証明書を提出していてわかっていることであるが、事務手続きについては入所時より不信感を持つが、被補助人が終身にお世話になることや現在移動できる確証もないため、様子を見ることとしたい。開所したばかりの施設のため、入所者のリクレーションなどにも十分に行き届いていなかったり、事務手続等、不具合が多い。しかし、苦情ばかりも言っていられない。個室を確保できたことは叔母が一番望んでいたことでもあり、また、入所できない待機者も多いことから贅沢は言えないだろう。

2月13日、施設より母に連絡が入る。内容は叔母が施設の方が墓を打っている時に、墓石をひとつ飲んだということだ。これまでにこのようなことはなく、かなりボケが進行しているように感じる。施設側とも相談し、今のところはレントゲンを撮らずに経過観察とした。後日、対外へ排出したようだが、確認は取れなかった。

2月17日、補助事務報告の内容の確認を母に行った。なお、叔母の立替金には気恥にしないように話したが、細かなものはどうもあるようだ。これも仕方のないことだが、叔母の財産管理をしている私にとっては、できるだけ修正等しないようにしたいと思うからだ。

2月19日、定期報告「補助事務報告書」を家庭裁判所に発送。同一控を母と司法書士に郵送。

2月24日、母に以下の調査内容を送付した。万一に備えてのもの。こちらも心づもりや母の不安を取り除くことがおもな狙い。

- 1) ●市内で古本の引き取りをしてくれる業者の一覧及び費用
- 2) ●市内で遺品等整理業者の一覧及び費用
- 3) ●市内で葬儀(直葬)取扱い業者一覧及び費用

現実的に今すぐ活用する予定はないが、見積もり等も出してくれるので、時期等を見て、1)と2)については検討してみる予定。直葬は葬儀をしないため、亡くなつてから火葬場までに日が空く場合には葬儀社で遺体を安置し、そのまま火葬するというもの。その後、こちらの都合の良い時に納骨等を行う。母の希望でもし叔母が亡くなつた場合には葬儀はせず、直葬にしたいとのことなので、母の希望を優先する方向で私もいろいろと調べることにした。

2月26日、叔母の健康診断個人票が母より転送される。1月7日のレントゲン結果の通知。「再検査」の記載があった。母に問い合わせてもらったところ、高齢者にはありがちな内容であるため、現在、経過観察でよいとのことだった。

3月上旬から中旬にかけては古本の引取り業者、遺品等整理業者、直葬取扱い業者の追加調査を行つた。それほど大きな違いがないこと、また遺品等整理業者には実際に見てもらわないとはつきりとした金額は出しにくいとのことだった。しかし、急ぐ話でもないことから、調査はここでいったん終わりにした。

3月23日、母に介護認定に結果がどうなつたのか連絡がなかつたため、電話で確認。介護認定4から介護認定3へ下がつたとのことだった。補助人としては不服申してをするかどうか、現在判断中。3月の特養への支払い額等を見てから判断したいと母に伝える。ただ、不服申し立ては60日以内となっているため、遅くとも4月中に行う必要があるため、あまりのんびりもしていられない。場合により時期に関係なくできる区分変更申請を活用する方向で母と同意。最終的には叔母の意向によるものだ。又面接等を受ける必要があるので、叔母の負担

にもなってしまう。なお、施設より叔母の容体について母に連絡があったとのこと。足がむくんでいて、紫色かかっている。これは腎臓の機能が落ちていることが原因。また、これまで杖を突けばある程度歩行が可能であったが、現在はそれもできないため介助が必要とのこと。母が 25 日に施設を訪問する予定。

3月 25 日、母が施設を訪問。補聴器が壊れた為、買い替えが必要。また、叔母の様子としてはかなり弱っているとのこと。だんだん歩けなくなっている。介護認定が下がったが、その認定の面接以後急変している様子。腎臓の機能の低下で気分がかなりすぐれない様子であった。

4月 1 日、母が施設を訪問。手足やむくみと顔もむくんでいることから、4月 3 に看護士と再度あって今後の対応を決めたいとのこと。入所時にどのような介護ケアをするかあらかじめ施設側とは相談をしていた。こちらとしては叔母の考えを最優先したいことを伝え、よほどのことがなければ入院は本人が望んでいないことを十分にくみ取ってほしいことは双方で了解済であった。施設側も病院とは連絡を取っていたので叔母の状態については分かっていた。叔母がいくら病院が嫌いだとは言っても、今度ばかりは最悪の場合には入院かもしれない。

4月 2 日、叔母が 14:30 頃に亡くなったとの連絡が施設よりあり、母が施設に向かったとのメール履歴があった。これは後から分かったことだが、施設も何度か見回りをしてくれ、お昼の段階では大丈夫であったが、次の見回りの時にはもう意識がなかったということだ。

この日は年度当初ということもあり、職場では長い会議などがあり、その合間でようやくわかった。その後母に連絡したところ、今後のことを施設等と話をしているので私が今日、特にこれから行く必要はないとのことだった。(私が最終的に母に連絡がとれたのが 16:40 分頃) 最終的には 4月 6 日 10 時に●葬祭場において葬儀なしで「火葬」すること。近しい身内は母だけのため、以前より葬儀なしの「火葬」として、お世話になった叔母の家の近所の人には亡くなつたことへの連絡と生前の大変お世話になつたことへの挨拶をしたいとの希望もあり、また、叔母自身も自分が死んだら近所の人にはお札をしてほしい

という内容は特別養護老人ホームに入所が決まった時にも言われたのでそれを守りたいと思った。死因は腎不全とのこと。4月6日10時の火葬には立ち会わず、年度当初でもあり母より仕事優先するようにとのことで、仕事が終わり次第合流することにして、午後にお寺で合流した。

5 家庭裁判所との関係

補助人と裁判所との関係はスポーツ界で言えば、選手と監督ということになるんだろうか。また、学校で言えば、生徒と担任の先生というような関係かもしれない。補助人もある程度任されている部分もあるが、指示を出したり、方向性を示すのが裁判所の役割だ。

補助人の審判を行うのは裁判所の仕事だ。契約や不動産といった財産の移動がある時には裁判所の審判を受けなければならない。また、毎年「補助事務報告書」を提出するなど、裁判所に監督されているが、これは他人の財産を管理しているので、仕方がないだろう。しかし、重要なことは審判を受け、報告書を提出することだけではなく、それ以上に補助人が被補助人の意向をどう考え、どう行動するのかを裁判所に理解してもらうことのように個人的には思えた。相談のできる司書書士もいたが、私は専門職ではなく、素人の親族補助人であったため、わからないことがあれば裁判所にはよく電話した。50歳をすぎても初めは電話するのが正直、怖かった。妙な緊張感があった。しかし、電話をするとその対応は予想と全く異なっていた。こちらがうまくその内容を伝えられれば、すぐにいろいろと提案をしてくれる。対応してくれるのは事務官である。基本的には一般社会でも同じだが、「ほうれんそう」(報告・連絡・相談)のうち、事前の連絡と相談が非常に重要だ。私の印象は以下の通り。

- 1 定期報告「補助事務報告書」を提出する時にはできるだけ、見通しや予定を書いておくこと。

- 2 契約や財産の移動の予定がある場合にはできるだけ事前に詳しく裁判所に伝えておくことがよいのではないかと思えた。これには「補助事務報告書」の記載が最も有効なように思えた。しかし、これは年1回の報告のため、この時に予定がない場合もあるかもしれないなので、その時には電話をかなり細かく伝える必要があるよう思う。
- 3 電話で相談内容によるが、事務手続き上のことであれば事務官がすぐに回答してくれる。また、内容が複雑になると、上申書の提出を求められ、審判となるかは裁判官が判断することになる。その内容により、審判を受ける必要があつたり、そのまま進めてよい場合があるようだ。

特に3の場合には裁判所も単なる事務的な対応ではなく、ケースバイケースのように思えた。また、成年後見人制度自体がプライバシーと直結していることもあるので、補助人がどのような方向性で進めようとしているのかを裁判所に伝えることが重要であると思う。それぞれの家族の事情等も当然あり、被補助人が尊重されていることはもちろんであるが、「補助事務報告書」「上申書」の内容や電話相談等の内容が同じ方向性にあることで裁判所にも信頼されるのではないかと思う。裁判所の許可あるいは審判を受けて行動することも多くなるため、迷ったら裁判所と相談するのが何よりだ。

私自身はこれまで裁判とは無縁で生きてきた。それだけに裁判所に電話する、足を運ぶこと自体に抵抗がないわけではなかった。しかし、補助人として選任される時の面談等やその他の電話等で感じたことは、実状を話し、こちらが判断に迷うことについては、方向性を示してくれるということだ。少なくとも、私自身がお世話になった何人かの事務官は皆そうした方ばかりだった。素人にとってはありがたい限りだ。他の裁判所はどうかわからないが、少なくとも家庭裁判所はそういうところなのだろうというのが私の印象だ。

6 成年後見人制度の認知度

成年後見人制度は成年後見関連4法案(民法の一部を改正する法律案、任意後見契約に関する法律案、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、後見登記等に関する法律案)が平成11年12月の国会で成立し、平成12年4月より施行された。介護保険制度と両輪として考えられているようだ。介護保険制度については認知度は高いと思えるが、成年後見人制度については一般にはそれほど知られていないと思える。介護保険制度については介護保険料を支払っているが、当然、関心は高くなるが、成年後見人制度については日頃見聞きすることがないことから、その名称すらよく知られていないのではないだろうか。また、内容から専門職の方が成年後見人を務める場合が多く、自分の身の回りにこうした方がいいというのも認知度の低さを象徴しているように思えた。私自身が補助人を務めるようになって、マスコミで大きく取り上げられたのは、平成25年3月14日に成年後見制度を利用すると、選挙権が奪われることに対して地方裁判所が「違憲」の判決をしたことで大きく報道されたことぐらいだろうか。私は法律の専門家ではないので難しいことはわからないが、契約等について自分の判断だけでできないようになっているのに、選挙権があるということは自分で判断ができるということになるのではないかと思ってしまう。補助人を経験した者に取っては疑問の残るところだ。権利の主張は当然だが、都合の悪い時には判断ができない、都合の良い時には判断ができるということでは本来の趣旨が果たせないのような気もするが、成年後見人制度がTVで報道され、紹介されたことは認知度を高めるのに一役買ったような気がした。

私は役所や施設関係等で話をした時にこの制度について最もよく理解していたのは銀行、郵便局だった。さすがに現金等を扱うところは顧客の財産を管理しているだけあって、その対応は素早かった。これに対して最も理解のないところは行政であった。東京都社会福祉協議会の方はそれなりに対応して戴いたが、市のレベルになると大きな疑問が残るこ

とばかりだった。この制度の認知度が低いのはおそらく行政の窓口担当者の不勉強が原因であるように思えた。特に福祉関係のところでは介護保険等についてはさすがにそういうことはなかったが、この成年後見人制度については一般人と変わりがない状態のように思えた。私が経験した限りではこれを熟知していた人はいなかった。わからないながらもあちこち問合せをして戴きながら対応して戴いた方もいれば、受付しないような態度をとる方もいた。これでは制度がどんなによくても浸透はしないと思えた。

少子高齢化が進めば進むほど、子どものいない高齢者は増えることは避けられないだろう。成年後見人制度を弁護士、司法書士、社会福祉士等だけで行っていくのであれば、それはそれでよいのかもしれないが、親族が行う必要がある場合も生じてくるだろう。

7 周囲の反応

成年後見人制度について周囲で経験した人と会うことはなかった。職場では施設で勤務していた方が数人いたので、その方々は当然この制度のことは知っていた。職場や知り合いから私が補助人をしていることがわかると、その関心度は予想とは違い、意外にも皆さんには関心を持っていることが分かった。身内であるがすでに介護をしていたり、あるいはボケがすすみ、勝手にいろいろなものを買ったり、契約しているケースがあるようで、補助人の同意行為や代理行為については深い関心を持つ方が多かった。ただ、その分裁判所への報告等を伴うことがわかると、さすがに二の足を踏む方が多く、実際にこの制度を利用するには至っていない。

叔母がお世話になったケア・マネージャーから成年後見人制度について母の方に問い合わせがあった。さすがに高齢者との接点が多い介護職の方にはこうした相談や様々なケースがあるようだが、身近に専門職後見人ではなく親族後見人をしている方がいないようで、その実態を知り

たかったようだ。やはりその内容を聞くと、この制度の利用については積極的にはなれないようだ。専門職後見人の場合には報酬が生じるだろうが、親族後見人の場合には無報酬になる。どうもこうしたことも、苦労することが多く、手間もかかる中、無報酬というところがかなりネックになるようだ。

私の場合は特殊なのかもしれない。子どものいない叔母の後見ということだからだ。ふつうは自分の親の後見という事例が多いのかもしれない。たまに子どもいない姉の後見といったようなことを考えている方にもお会いした。おそらく少子化が進めば、こうした制度を利用する方も増えてくるように思える。というよりは、代理等で何かをするにも限界がある。ただ、自分の子どもの代理、親の代理、兄弟姉妹の代理はある程度社会通念上許されることもあるが、さすがに私のように叔母の代理というのはなかなか危険だ。こういう時には法務省発行の補助人の登記事項証明書が有効だ。これで子どもと同じような活動が可能だ。

8 補助人の思い

(1) 被補助人の健康

私が叔母の補助人をする以前も叔母は入院することもなければ、特に通院することもなく、その意味では健康であったと思える。ただ90歳にもなれば、どこかしら悪くなるのは当然で、叔母の場合には耳が遠くなつたこと、記憶が定かでなくなってきたことが気になったところだ。

一番心配されたことは「記憶が定かでなくなってきたこと」で、これは通称「ボケ」といってもいいかもしれない。ただ、介護認定等を受ける時に医師の診断を受けているが、その時には後発性のアルツハイマー症といったような内容であった。また、ひとり暮らしの時には好きなものしか食べないような生活であったが、施設へ入所後は栄養のバランスがよくなり、体重が増えたり、会話する機会が増えたせいか、ボケの症状が改善されることが多かったことには驚いた。入所したことにより、健康状態や安全は確保できたものの、精神的なストレスはかなりあった

のではないかと思う。叔母の妹にあたる母にはさすがにわがままを言つていたようだが、私にはこうしたことはなく、いつも「いい叔母」であった。これはボケがあった時にも同じで叔母は叔母で「心配はかけたくない」「周囲に迷惑はかけられない」といった思いはかなり強かったと思える。90歳まではひとり暮らしでがんばり、90歳を越えてから、施設で4人部屋に入り、それから個室の生活となった。自由を何よりも欲していた叔母にとってはかなりストレスを感じていた生活であったと思う。しかし、叔母の健康管理や安全を確保する方法が他になかったことも事実だ。

叔母が特養で墓石を飲んでしまったことがあったが、これもそうしたストレスがあったことが原因かもしれない。特養では特に薬を飲まなくともいいほどに健康状態はむしろ回復していた。叔母の心の中までは知るよしもないが、「病院では死にたくない」「入院はしたくない」「自由でいたい」という叔母の強い思いはある程度叶えられたと思うようにしている。「自由でいたい」は残念ながらあまり実現はできなかつたが、4人部屋から個室の特養へ移動できたことが補助人を務めた私としてはせめてもの救いだ。叔母の心の支えでもあった、叔母の家も叔母の生前中はそのまま維持することができたこともよかったと思う。本当なら叔母を母の家と一緒に生活できればよかったのかもしれないが、母もそれほどの余裕もなく老老介護にも限界がある。食事や入浴のことを考えると気軽にできるものでもない。果たして叔母はどういう想いでいたかは、誰にもわからない。母とよくそういう話もするが、「病院では死にたくない」「入院はしたくない」という叔母の口癖の通り、そうならずに旅立てことをよしとするしかないと思うようにしている。

(2) 被補助人の生活

ひとり暮らしの時と施設に入所後の叔母の生活は一変した。

私が補助人に選任され登記された後は、とにかく利用できるものは利用するという方針でまず現金収入をどのように増やすかとういことが課題であった。そのため、東京都社会福祉協議会の不動産型生活資金を利

用することにした。これにより、介護ヘルパーの日数を増やすこと、ディ・ケアを利用する事が可能となった。それまでひとりで買い物もしていたが、長時間の歩行も難しくなったこと、金銭の管理がかなりあいまいになってしまったこと、自宅での入浴も事故を考えるとできなくなっていたが、生活資金の利用で、ディ・ケアの利用により入浴が定期的に週2日確保できたことはよかったです。予想していなかった効果もあった。それはそれまで買い物以外にはほとんど外出することがなかった叔母がディ・ケアにより週2日外出（施設より車で送迎）により、自分の身なりを気にするようになったことだ。ディ・ケアで外出する、人の目があるということから、新しい服を買いたい、美容院に行きたいという気持ちが起きたことは生活を楽しめる気持ちになったことになろう。今から思えば、この時期が叔母が最も楽しそうだったようだ。人付き合いがあまり好きではない叔母がディ・ケアに出掛けるのが楽しくて仕方ないようだった。もちろん入浴ができることが一番よかったです。

しかし、こうした生活も2ヶ月程度しか続かなかった。叔母のボケの症状が急速に進み、本人がそれを感じ始めたからだ。そして、ガス操作の不始末により近所から消防署に通報される事態が起こった。この事件を境に叔母の生活は一変する。もうひとり暮らしも限界ということから、まずは老人保健施設へ入所した。そこは4人部屋だった。この施設にすぐに入所できたことはラッキーとしかいいようがなかったが、ベテランの職員が多く、施設内でのリクレーションも盛んで、ここでも全く知らないかった叔母の一面を見ることができた。入所者の中でおそらく一番の高齢者となった叔母ではあったが、他の80歳の入所のおじさんに「あんたはまだ若いんだから」といったような声をかけている時には驚いた。ひとり暮らしで鍛えた気の強さはまだまだ健在だった。リクレーションでは書道の作品が展示されていたが、叔母が達筆なのにはまたまた驚いた。これには母も驚いたようだ。昔から達筆であったようだが、まだまだその達筆振りが健在であったことは高齢になっても若い頃から身に付けた技能は結構生かされることが多いと、職員方も言っていた。しかし、ふだんあまり自己主張をしない叔母の多才さにはたびたび驚かされる。

また、おやつの時間になると自分から食堂へ行き、自分の場所にちょこんと座り、おいそくにおやつを食べ、他の入所者と談笑している姿を始めた見た時、「悪いことばかりではないな」と思えた。正直、やむを得ず入所させたことに私自身も心に残るものがあったが、少し救われた気がした。

新しく開所した特養へ移動した時にはまだ職員も不慣れで大丈夫かという思いもあったが、叔母が望んでいた個室への入所だった。リクレーションまで手が回らない様子であったが、のんびりしていたことと、前の施設よりも部屋内であれば私物を置けるので、それが良かったように思えた。プライバシーがかなり守れる反面、全体で行うリクレーションがまだなく、このあたりは何がよいかのは難しいところだ。私も母も次の移動では母の家の近くの施設へ移動できるように準備もしていたが、ここが最後の場所になるかもしれないと覚悟はしていた。叔母は叔母で老人保健施設から特養へ移動するタクシーの中で「もう家は帰れないね」とこぼしていたのが印象的だった。叔母は叔母なりの覚悟があったのだろう。90歳を越えてから、2か所も自分の住むところが変わったのだからストレスもかかったことだろう。

介護認定4の状態で特養へ移動したが、食事の管理はさすがによく、叔母の体重も増え、コミュニケーション能力が回復し、介護認定3に下がる事態となった。施設側が認定のことをこちらに告知してくれなかつたことに苦情は言ったものの、叔母が回復していることはうれしい誤算でもあった。しかし、その後叔母は体調をくずしてしまった。体調の変化については施設から連絡があり、母が相談に施設に通っていた。看護士と細かな相談をする前日に施設内で亡くなった。

(3) 被補助人の死亡

平成25年4月2日に叔母が亡くなった。この知らせが私の所に届いた時にすぐに裁判所に電話で連絡した。裁判所からは死亡診断書のコピーを提出するように指示を受けた。もちろん、すぐでもなくともよいので、落ち着いてからでよいとのことだった。補助人としての業務は事実

上、ここで終了となるが、財産管理をしている者として、推定相続人に對して2ヶ月以内に引き継ぐことになる。ただ、私の場合には親族補助人であったために、裁判所の報告はなくなるものの、実はここからがさらに厄介であったと言つてよいだろう。

仕事をしているものにとってこの年度当初の時期は動きたくてもなかなか動けないというのが本音だった。母もそのことはよくわかつていて、施設側との交渉、私物の整理、死亡の届け出、火葬場の手配等は母がしてくれた。私は電話をあちこちかけることは仕事の合間にしていたが、実質は何もできなかつた。ただ、前から母からの希望で、葬儀はせずに直葬で火葬のみにしたいということから、すでに施設の近辺で直葬をしてくれる葬儀社やある程度の費用は調べていたので、母はそれに従つて連絡し、混乱なく手配ができた。不謹慎であるが、もしものことを想定していろいろと調べていたことが幸いした。

火葬のあった日もすでに私には予定がびっしり入っていたため、母との相談の上、お寺で合流することになった。

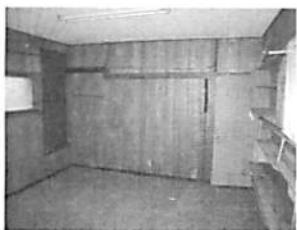
(4) 被補助人の遺産整理と処分

4月6日に火葬、5月18日にお寺にて49日法要後に納骨した。4月6日に菩提寺の寺でこれまでの事情を説明した。叔母が亡くなった時に母がお寺に連絡したところ、6日の火葬が終わり、お寺でお経をあげてもらい、49日までお寺でお骨を預かってもらい、その後49日の供養をしてもらうことにした。この時に叔母が亡くなった叔父のためにお墓を建てたが払っていないということが分かった。母も叔母がお墓を建てたということは知っていたが、その代金が未払いのままであることまでは知らなかつたようだ。念のため長年お世話になつてゐた訪問ヘルパーの方にも確認してみると、未払いのままだということが確認できた。しかし、私が補助人を務めてからお寺からの請求書等の文書の発信はなく、当然こちらで受信することもなかつた。こちらは当然支払うべきものは支払うと最初に伝えて、お寺も請求書を郵送で送つていい、また少なくともこの2年間そうした連絡も当方が受けついていないことをしつかり伝え、

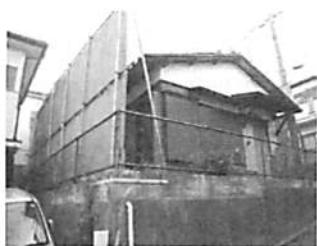
支払はすぐにできることを伝えた。当然、遺産相続の問題等もあり、推定相続人にきちんとした説明をする必要があるからだ。このため、お寺にはしっかりとした経緯書の請求を求めた。こうしたことが起きるのではないかとはある程度予想はしていたが、これは叔母だけの責任ではないと思えた。この2年間にきちんと文書による請求があれば、当然私のところに書類が届き、事実関係を確認したのち、裁判所の許可を得て支払がすぐにできたことを説明した。しかし、今となっては遺産相続という別の問題が発生しているため、口頭での請求では当然応じられること、推定相続人に対して説明のつくような文書の発行を求めた。もちろん、遺産相続には司法書士に遺産協議分割書などを作成してもらうことが必要であるが、遺産相続分と未払いのもの、その他これまで母が立て替えていた200万円近くのものもあり、財産整理の際に一気に清算する必要があった。さらに、もう一つ厄介なことはお墓の問題である。跡を継ぐ者がいないため、お墓をお寺に返すことになり、その撤去費用はこちらもちになること、また、叔父と叔母のお骨をお寺に収め、二人分の永代供養をする必要があり、これにもかなりの費用がかかった。お寺に払う費用が一番かかったといつても過言ではない。

遺品整理は限界があるため、4月26日に遺品整理業者にすべての遺品を引き取ってもらった。すでに2月下旬より近くの業者を探していたため、当日は私と母で立ち合った。しかし、予定よりも長引き1日掛かりとなってしまい、午後私は職場へ向かった。夕方までは母は立ち合った。費用は約20万円。





遺品の整理もできた5月18日の49日以後に家屋の解体を予定した。これから不動産の処分にあたり、更地にしてから売却したいと考えていた。まずは放火等などが心配であったため、できるだけ早い時期に解体の方向で手配に入った。叔母の家から車で10分程度のところの解体業者に依頼した。当初は5月連休明けから工事を予定していたが、業者の都合で5月中旬からの工事となった。近所への挨拶等も工事業者がしてくれた。解体工事が開始される前に、東京電力に連絡して家を解体する旨を伝え、電線を外してもらった。また、水道は工事でも使用するため、工事が終わるまで生かし、建物滅失登記と共に水道の契約と火災保険の契約を解除することになった。



6月18日に叔母の家の解体が終了した。それから土地家屋調査士に建物滅失登記を依頼した。建物が亡くなった登記を行った。費用は100万円程度であった。思ったよりも正直安かった。重機なども入ったが、家の構造も複雑ではなく、木造であったためだ。

財産の処分（土地の売却）については遺品の整理の時からいくつか話があった。ただよくある話だが、近所に余計なことにでしゃばる地元の有力者と称する年配者がおり、面倒であった。特に不動産業者でもなく、地元の不動産業者を紹介することだった。地元の不動産業者も解体工事をしていると名刺を置いていたりした。しかし、叔母からある人から希望があればその人に売ってほしいということは母に話があったようで、最終的には近所のその方が手を挙げてくれた。解体工事業者が来た時に、更地とする際にいろいろと希望があったので、こちらが支払うべきところと、先方が支払うべきところを決めて、この時点でその方への売却是決まった。不動産業者を通さず、直売とした。不動産業者を通すと売り手も買い手も手数料をかなり取られてしまうため、司法書士にも相談した結果、先方にも司法書士を立ててもらい、土地売買契約書を作成して双方で署名捺印すれば成立するようにした。細かなところは司法書士の間でやりとりしてもらい、こちらは最終的には金額の設定が厄介であったが、毎年支払っている固定資産税と遺品整理+解体の費用をプラスして、そこから1割から2割程度を引いて、一括払いという条件で提案して双方が合意した。こちらは早く現金化したいという思いもあり、その分相場よりも安くし、先方も相場よりも安く手に入るわけで、ありがたいことに全くもめることなく、成立した。最終的には8月15日に司法書士の事務所で手付金を現金で、他を母の口座に一括で振り込んでもらうことで契約が成立した。近くのファミレスでお互いに叔母の話をしたりしながら、先方はすぐに法務局で登記の手続きに向かった。叔母が亡くなつてから4ヶ月で財産の処分がすべてできたことはラッキーだった。

(5) 遺産相続とその後

遺品整理や家屋の解体については相続人と常に連絡しながら進めた。相続人は母を含め5人。私は財産管理をしていた関係でそのまま連絡係を務めた。法律上は叔母の配偶者もすでに亡くなっていること、子どもがいないこと、親も当然亡くなっていること、亡くなった叔父の兄弟姉妹もすでに亡くなっていることから、叔母の兄弟・姉妹が相続することなる。母の兄弟姉妹構成は4人で母の兄（私から見て叔父）と姉2人（私から見て叔母）がいるが、母以外はすべて亡くなつたことになるため、その子どもが代襲相続となる。このため、母とは別に代襲相続人が4人となつた。この4人は私から見ればいとこになる。

こうしたことを客観的に証明する書類は司法書士でなければ集められない。実は建物滅失登記をする際にも事情が事情だけにかなりの書類が必要であった。1871年（明治4年）に制定された戸籍法までさかのぼって戸籍を集めることになったので、素人にはとても手に負えない状態だった。母も特に叔母の財産相続についてはこだわっていなかつたが、これまでの立て替え分等もあることから立て替え分を清算して、その残金を最終的には等分することで相続とした。法律的には母の相続分が高くなるが、母の意志により等分となつた。土地の売却がすでに決定していたため、それ以前に遺産協議分割書を作成し、これに伴いこちらもスムースに行えた。平成25年8月中にはすべての相続関係の処理が終わつた。

平成26年2月には所得税の申告があり、母の名義で叔母の不動産を売買したため、母に所得税がかかり、その後5月にはこの所得税に伴い地方税もおさめ、相続関係はすべて終了した。叔母がなくなつてから1年以上もかかつたがようやくこれで終わり、ほつとした。

9 補助人を体験して思うこと

補助人に登記されたのが平成23年1月31日、叔母が亡くなつたのが

平成 25 年 4 月 2 日と実際の補助人としての活動は 2 年 3 ヶ月程度であったが、準備を始めたのが平成 22 年 3 月、遺品の写真等の整理が終わったのが平成 26 年 6 月というから気持ち的には 4 年 3 ヶ月程度は引きづっていたように思う。

叔母が亡くなり補助人としての登記を抹消し、東京家庭裁判所に報告をする義務もなかったが、最後に 1 通手紙を書いた。それは事務官が親身になった応対してくれたことへの感謝、もうひとつは成年後見人制度の普及のお願いだ。少子高齢化が進めば子もどのいない高齢者や身内から頼みられない高齢者が増えてくることに歯止めはかけられないだろう。そうした状況の中、高齢者をどう守っていったらよいか。後見人・保佐人・補助人を弁護士や司法書士といった専門職の方が務める場合には問題はないだろうが、素人の親族がこれを務める場合には負担があまりにも大きいということと、地方公共団体や公的機関、社会福祉関係機関でも成年後見人制度を理解していない場面に遭遇することが多かった。制度をいくら作っても周知しなければ理解もされなければ、活用もされない。裁判所への手紙には是非、この制度の周知と周辺の理解が深まるよう祈念したいことを伝えた。私個人の印象では成年後見人制度を最も理解していたのは銀行と郵便局であったと思う。いろいろな事案を窓口担当者は経験していたこともあるだろうが、補助人であることを名乗ると、その対応や手続きについてはすでに事務的な流れが出来ていてスムーズであった。お金を直接扱う機関はこうした対応については十分なマニュアルがあるのだろう。それに比べると市役所や社会福祉関係機関は後から対応が変わる、質問に対する回答に時間がかかり、明らかに不慣れで後手後手の対応であったことは否定できない。しかし、担当して戴いた社会福祉協議会の担当者の方の中には誠実な方がいてくれたことはありがたかった。窓口担当者に決定権がないために、その場での回答が得られないことが多かったが、これは組織的な問題だ。

私が補助人をしてそれを終えた時には周囲の方や職場の方から成年後見人制度について話を聞きたいとか、どんな感じなのかといったことを聞かれることがかなりあった。母を通じて様子を聞いていた人もいたよ

うで。インターネットでパンフレットや説明はあるが、専門職の方が務める場合を想定するような紹介の仕方で、とても素人が務める場合には丁寧な紹介にはなっていなかった。ただ、言えることは子どもでもない他人が高齢者を守るにはこの制度を利用するしかないということ、また、身内であっても詐欺等から高齢者を守るにはこの制度を利用するのがよいと思える。ただし、財産管理等もあることから、金銭の収入・支出等については通帳管理は必須だ。私もとにかく金銭の収入と支出を明確化するために通帳に記帳することが一番よいと思った。これには2つの意味がある。第1に財産管理ができること、第2に今後の予算等を立てやすくなるということだ。収入と支出がわかれれば、施設への入所等においても、いくらまでなら払えるのかが明確化され、施設側と話がしやすいということだ。これは隠さず、正直ベースで話さなければあとになって破綻してしまうからだ。しかし、何よりももっと大事なことがある。親族による後見はそれぞれ自分の生活があり、自分の職業をもっていることから、仕事との両立である。特に役所等は平日にしか事務とり扱いがないことから、日曜日は使えないことになるため、平日にどううまく時間を作るかということだ。私の場合にはかろうじて金曜日の午前中に時間を調整することができたため、裁判所へ行くのも、施設にいくのも金曜日の午前中に集中させることで何とか補助人としての活動をすることができた。ある意味、職場での理解も必要かもしれない。

成年後見人制度を経験したものとして、以下については機会があれば行政等の方にはお願いしたいところだ。

- 1) 成年後見人制度の啓発活動を行ってもらいたい。確かにパンフレットは裁判所に常備され、インターネットでも入手することはできるが、内容的には専門職の方が成年後見をする場合を想定していることが多く、素人の親族が後見をするにはよくわからないことが多い。パンフレット等は市役所の福祉関係の担当窓口や福祉施設関係等、もっと目に着くところに常備するような工夫があつてもよいかもしれない。

2) 市役所等の福祉関係の職員はこの成年後見人制度についてもっと勉強してもらいたい。経験上、最も腹立たしかったのは福祉関係の仕事をしている方があまりにもこの制度を知らなかったということだ。面倒なことは極力避けたという態度が明らかに、これは本当に困ったことだと思えた。中には親身になって知らべてくれる方もいたが、裁判所の許可が必要な案件が出てくると、初めから取り上げないような態度をとる方もいて、現場窓口の方の対応がすべてのような気がする。銀行ではこうした案件を扱える方がすぐに窓口対応して戴き、スムースだったことを考えると、行政側の対応はあまりにも不勉強としか言いようがなかった。特に、最近では年輩の方が再雇用等をされている場合も多く、自分の知らない案件を扱うことを極端に嫌う方もいるようで、すくなくとも相談業務等の場合には「学ぶ」姿勢は持つて欲しいものだ。

次に、親族の方でこの制度を利用される方にはそれなりの覚悟をもって臨んでほしいということだ。

- 1) 成年後見人・保佐人・補助人は法務局に登記されるので、それなりの覚悟が必要だ。また、登記されたら、登記事項証明書は最低2部程度は手元にあった方が便利だ。コピーして返却してくれるところもあるが、代理行為や同意行為を行使しようとする時には法務局発行の証明書は有効だ。裁判所の審判を受けていることなども記載されている。これを提出するとかなりスムースだ。
- 2) わからないことは家庭裁判所に電話で聞く。事後報告でいいというものはあまりないと考えておいた方がいいかもしれない。毎年定期報告書の提出もあるが、状況が目まぐるしく変わるのでその都度問い合わせし、相談するのが一番よいと思われる。話しによっては上申書の提出を求められるが、むしろ書類として残っていた方がお互いにとって時系列に整理ができるため、私の時にはこれが幸いした。担当の事務官がいるので、おそらく裁判所内でも記録が残されるた

め、初めからまた説明をする必要もなく、スムースに進められる。このためには上申書や定期報告書等には今後の見通しや困っていること、今後想定されることなどをできるだけ書いておいた方がいいように思える。成年後見人・保佐人・補助人として一定の考えを持って行動していることが明確になるからだ。

- 3) ひとりで背負わない。成年後見制度と介護とは別の問題であるが、親族の場合には介護しながら後見する場合も多くなると予想されるので、すべてをひとりでやろうとすると無理が生じ、長く続けることができなくなってしまう。終わりが見えないなかで行うため、余力を残しておくことも必要だ。
- 4) 外野（がいや）の声を気にしない。経験したことない方のアドバイスは無責任で思いつきのものが多いため、却って煩わしい場合が多くなる。このため、先方は良かれと思っていろいろと提案はしてくれるが、実際には活用できないことが多いので、おれは言うにしても実行は出来ないことが多い。こういう時には内容が切迫している時には家庭裁判所に相談するのが一番いい。
- 5) 財産管理は最も気を遣うため、記録やメモや領収書といったものはとにかく保存、整理することが大切。家庭裁判所や推定相続人に疑惑を持たれないようにすることが肝心だ。
- 6) 可能であれば話のできる司法書士やケア・マネージャを確保する。これはあまり期待できないかもしれません。

インターネットを利用するとある程度は成年後見人制度のことはわかるが、どうしてもプライバシーに関わることが多いため、ネット上への掲載が難しいかもしれない。今回こうした体験談を公にするのも、何かの役に立てばよいと思えたからだ。相続ではよい親戚に恵まれたと思う。世間ではよく相続でもめることを聞くが、こうしたこともなくスムースに言ったことはほっとした。

資料

「いざという時のために 知って安心 成年後見制度 成年後見登記」

(<http://www.moj.go.jp/content/000114891.pdf>)

「東京家庭裁判所後見サイト」

(<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/index.html>)

「成年後見制度完全マニュアル」

(http://www.seinen-kouken.net/1_syurui/index.html)

あとがき

少子化、高齢化社会が進めば、身寄りのない高齢者が増えてくることは必然的な結果となろう。誰が高齢者の面倒を見るのか。子どもがいない場合にはその問題はさらに深刻化するだろう。叔母の補助人を務めたが、叔母が亡くなつてからの方が実は大変だった。叔母の財産の処分やお墓の問題等、ひとりの人が亡くなるということは大変なことだ。

今回、メモや記録を頼りにしてとりとめもなくまとめることができた。



若かりし叔母の写真

亡くなつて1年以上経つて、ようやく遺品の段ボール1箱分の写真も整理できた。数枚の写真を残し、オリジナルの写真はお寺で供養してもらうことにして、他はデータで残すこととした。600枚程度の写真があった。叔母の若い頃のいい写真だったので、供養の意味や叔母がこの世の中に生きていた証しとして掲載することにした。写真の中には母が叔

母に送った私の幼い頃の写真もかなりあり、驚きと懐かしい気持ちでいっぱいになつた。亡くなつた父との幼い頃の自分の写真もあり、しばらく見入つてしまつたこともたびたびあつた。写真はアルバムにきれいに整理され、写真の裏にはメモ書きなどもあり、叔父と叔母の真面目さがうかがえた。アルバムには楽しそうな叔母の姿がたくさんあつた。叔母の冥福を祈りたい。

合掌

著者略歴

佐々木 隆

1960年、神奈川県川崎市に生まれる。

平成23年1月～平成25年4月まで成年後見人制度に基づく補助人として登記し、活動していた経験を持つ。

成年後見人制度 体験談

平成26年10月 1日 印刷

平成26年10月10日 発行

著者 佐々木 隆

連絡先 ssk2000takashi@yahoo.co.jp

印刷所 光版社印刷株式会社

〒350-1305 埼玉県狭山市入間川3-3-3

TEL 04-2952-2358

COPYRIGHT@TAKASHI SASAKI ALL RIGHTS RESERVED

